資料編

[防災関係組織]

〇防災関係機関連絡先一覧

		機関名	所在地	電話番号	FAX番号
市	可児市役所		可児市広見 1-1	0574-62-1111	0574-62-1172
	岐阜県防災認	#	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1125	058-278-2522
10=	可茂県事務所	f	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-25-3934
岐阜県	可茂土木事務	务所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-25-0355
宗 	可茂保健所		美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-28-7162
	可児警察署		可児市中恵土 2313-2	0574-61-0110	0574-63-4099
	可茂消防事務	务組合消防本部	美濃加茂市加茂川町 3-7-7	0574-26-0119	0574-28-0119
消防	可茂消防事務	 용組合南消防署	可児市下恵土 5629-1	0574-62-0119	0574-63-1316
防	南消防署西西	可児分署	可児市東帷子 1683-1	0574-65-6825	0574-65-6398
	南消防署東西	可児分遣所	可児市皐ケ丘 8-1	0574-64-2678	0574-64-2678
	陸上自衛隊第	第35 普通科連隊第10 師団	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191	
自衛隊	航空自衛隊屿	支阜基地	各務原市那加官有無番地	0583-82-1101	
隊	航空自衛隊小	N牧基地	小牧市春日寺 1-1	0568-76-2191	
	岐阜地方協力	力本部美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-7495	0574-25-7495
	東海農政局屿	支阜県拠点	岐阜市中鶉 2-26	058-271-4044	058-274-0656
	岐阜地方気象	桑台	岐阜市加納二之丸 6	058-271-4107	058-274-5419
	岐阜森林管理	里署岐阜森林事務所	岐阜市夕陽丘 2-6	058-263-0153	058-263-0158
指定	国土交通省	中部地方整備局	名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8357	
地方	"	岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	058-271-9811	058-271-3175
指定地方行政機	"	岐阜国道事務所美濃加茂国道維持出張所	美濃加茂市本郷町 3-2-12	0574-26-2151	0574-28-2062
機関	"	多治見砂防国道事務所	多治見市小田町 4-8-6	0572-25-8027	
	"	多治見砂防国道事務所瑞浪国道維持出張所	瑞浪市益見町 2-99	0572-68-4591	
	"	木曽川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	058-251-3235	058-251-1150
	"	木曽川上流河川事務所木曽川第一出張所	各務原市川島松原町字河 田島東 484-58	0586-89-2149	0586-89-4276
	日本郵便㈱〒	可児郵便局	可児市広見 853-1	0574-62-0304	0574-61-4199
	東海旅客鉄道	道(株)	名古屋市中村区名駅 1-1-4		
指	中部電力パワ	ーグリッド㈱加茂営業所	美濃加茂市中富町 1-10-16	0574-28-3110	0574-28-3207
定公	関西電力㈱全	う渡ダム	可児市今渡 1510-1	0574-25-1125	0574-28-5985
指定公共機関	西日本電信電	電話㈱岐阜支店	岐阜市八ツ寺 1-15	058-214-8417	058-262-1954
関	日本放送協会	会岐阜放送局	岐阜市京町 2-3	058-264-4611	058-262-1267
	日本赤十字社	土岐阜県支部可児市地区	可児市今渡 682-1	0574-62-1555	0574-62-5342
	東邦ガス㈱嶋	 技阜営業所	岐阜市加納坂井町 2	058-272-2166	058-271-5401

資料編

	機関名	所在地	電話番号	FAX番号
	名古屋鉄道㈱	名古屋市中村区名駅 1-2-4		
指	東濃鉄道㈱	多治見市栄町 1-38	0572-22-1231	0572-22-0422
定地	(一社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部	岐阜市藪田南 5-11-11	058-274-7131	058-274-8990
方公	(一社)可児医師会	可児市広見 5-20	0574-60-5130	0574-60-5131
指定地方公共機関	(一社)可児歯科医師会	可児市今渡 706-1	0574-62-7462	0574-62-7460
関	(一社)岐阜県薬剤師会可茂支部	可児市広見 848-11	0574-62-0026	0574-63-0258
	可児土地改良区	可児市広見 1-5	0574-62-1230	0574-62-1231
	可児商工会議所	可児市広見 1-5	0574-61-0011	0574-63-1856
その	めぐみの農業協同組合	可児市広見 5-93	0574-62-5111	0574-62-5116
	可児川防災等ため池組合	可児市広見 1-5	0574-62-1230	0574-62-1231
他公共的団体	可児市社会福祉協議会	可児市今渡 682-1	0574-62-1555	0574-62-5342
団 体	(株)ケーブルテレビ可児	可児市広見 7-90	0574-63-7211	0574-63-7440
	FMラインウェーブ(株)	可児市広見 7-90	0574-50-2080	0574-50-2453

〇自主防災組織一覧

地区	組織名	登録認定日
	今渡台自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	鳴子自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	神明自治会自主防災組織	H14. 06. 06
△海 ⇒ 0 织⇔	西浅間自治会自主防災組織	H14. 06. 06
今渡 計8組織	東浅間自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	八幡自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	住吉自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	東住吉自治会自主防災組織	H14. 06. 06
川合 計0組織		
	東林泉自治会自主防災会	H18. 06. 20
	宮瀬自主防災会	H14. 08. 28
	今広自治会防災会	H16. 06. 25
	古市場自主防災組織	H19. 05. 28
	沓井自治会自主防災組織	H20. 08. 05
下恵土 計12組織	東上屋敷防災会	H21. 09. 10
下忠工 計 12 租職	西上屋敷防災会	H20. 04. 16
	船岡自治会自主防災会	H23. 04. 25
	沢渡自主防災会	H27. 04. 14
	徳野自主防災会	H16. 10. 15
	禅台寺山ニュ−タウン自治会自主防災組織	H21. 02. 23
	グリ−ンポリス広見自主防災組織	H19. 04. 02
	井之鼻自主防災委員会	H23. 02. 14
	栄町自主防災会	H18. 06. 27
	東山自治会自主防災会	H21. 05. 21
	上町南自治会防災会	H20. 01. 24
十 十 十 十 十 十 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	上町北自治会自主防災組織	H23. 02. 14
	土田中町自主防災会	H20. 07. 07
	東下町自治会自主防災会	H22. 09. 13
	横町自治会自主防災会	H15. 10. 10
	花軒自治会自主防災会	H25. 11. 21
	土田下切自治会自主防災会	H21. 11. 11

地区	組織名	登録認定日
	中切自治会自主防災会	H22. 06. 09
	古瀬自主防災会	H16. 06. 21
	石原自主防災会	H15. 07. 08
	茗荷自主防災会	H22. 11. 22
h# 7 =1 10 404th	若葉台自主防災連合会	H16. 12. 07
₩子 計10組織	鳩吹台自主防災会	H16. 04. 22
	愛岐ケ丘自主防災会	H14. 05. 14
	光陽台防災会	H19. 10. 23
	虹ケ丘自主防災会	H16. 10. 01
	長坂自主防災会	R02. 05. 01
	塩河自治会自主防災会	H24. 04. 02
= = = 1.4 40.4th	清水ケ丘防災会	H17. 04. 25
春里 計4組織	日本ランド自治会自主防災組織	H20. 05. 29
	坂戸台自治会防災会	H14. 11. 27
	姫治下切下防災組織	H15. 09. 29
	山寺自主防災組織	H16. 01. 09
姫治 計5組織	青木自主防災会	H15. 11. 11
	姫治今防災会	H15. 09. 04
	みずきケ丘自主防災組織	H15. 10. 10
	羽崎区自治防災会	H16. 09. 10
	二野区自主防災会	H21. 10. 14
	緑ケ丘自主防災会	H17. 05. 30
	羽生ケ丘自主防災組織	H15. 06. 17
平牧 計9組織	松伏自主防災会	H20. 06. 26
	大森台自治会防災会	H16. 04. 22
	平林自治会自主防災会	H21. 08. 03
	小松坂自主防災会	H21. 03. 16
	奥山台自主防災会	H20. 09. 09
	桜ケ丘自治会自主防災会	H14. 12. 03
桜ケ丘 計4組織	皐ケ丘自主防災会	H15. 02. 21
イタンユニ 計4 社様	桂ケ丘ハイツ自主防災会	H15. 02. 21
	桜ケ丘ハイツ防災の会	H27. 05. 27

坩	也区	組織名	登録認定日
久々利	計2組織	久々利防災会	H18. 07. 20
人名利	古下 乙 木丘市以	可児小滝苑町内会自主防災組織	R02. 04. 01
		瀬田自治会自主防災会	H14. 12. 03
		柿田自主防災組織	H14. 11. 07
广 目 击	三十 C 《日《中	渕之上自治会自主防災組織	H14. 11. 18
│ 広見東 │	計6組織	平貝戸自主防災組織	H15. 09. 01
		明智防災会	H14. 12. 12
		石森地区自主防災班	H14. 11. 25
		山岸自治会自主防災組織	H21. 08. 03
広見	計3組織	広眺ケ丘自治会自主防災会	H16. 06. 09
		伊川自治会自主防災会	H24. 10. 16
中事士	三上 り 公日公中	前波自主防災会	H14. 10. 15
中恵土	計2組織	上野自治会自主防災組織	H20. 08. 20
兼山	計1組織	兼山防災会	H19. 08. 01

計 76 組織

[災害対策活動体制]

○災害対策本部の組織編成

可児市災害対策本部

	本部長	市長
*	副本部長	副市長、教育長
本部会議	本部員	総務部長、建設部長、市政企画部長、経済交流部長、市民文化部長、福祉部 長、こども健康部長、水道部長、教育委員会事務局長
譲	本部連絡員	各部の課長級職員1名
	関係機関	可児警察署、南消防署、可児市消防団、可児市建設業協同組合、 可児市社会福祉協議会、可茂衛生施設利用組合、議会事務局

	市政企画部	秘書政策課、財政課、人事課、広報情報課		
	総務部	総務課(選挙管理委員会事務局)、防災安全課、管財検査課、市民課、 税務課、収納課、監査委員事務局、会計課		
	経済交流部	産業振興課 (農業委員会事務局)、観光課、歴史資産課、企業誘致課		
	市民文化部	地域協働課、文化スポーツ課、環境課、図書館		
本部組織	福祉部	高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課		
組 織	こども健康部	子育て支援課、保育課、健康増進課、こども発達支援センターくれよん		
	建設部	都市計画課、土木課、建築指導課、施設住宅課、管理用地課		
	水道部	上下水道料金課、水道課、下水道課		
	教育委員会事務局	局 教育総務課、学校教育課、学校給食センター、教育研究所		
	議会事務局	議会総務課		

※現地災害対策本部・・・必要に応じて被災地に近い公共施設に設置

※避難所・・・・・・資-22~24参照

○災害の状況による職員体制【風水害、その他災害時】

体制	基準	直ちに参集する職員	主な活動内容	本部設置
準備体制	1. 1つの観測所で10分 10mm以上の観測所で雨を複 地の観測所で雨を複 数の観測所で雨を複 数の観測所の降の 10mm以上の移 10mm以上の移 10mm以上の移 10mm以上の移 10mm以上の移 10mm以上の 10mの 10m以上の 10mの 10m以上の 10mux	1. 防災安全課の担当職員 2. 建設部の担当職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡 2. 災害の発生するお それのある箇所の 警戒	 設置しない 状況により 関係職員を 動員できる 体制とする
	3. 次の警報のいずれかが発表されたとき [大雨、洪水、大雪] 4. その他市長がこの体制を命じたとき	 防災安全課の担当職員 建設部の担当職員 地域協働課(指定一般避難所)の担当職員 高齢福祉課(指定福祉避難所)の担当職員 ※警戒体制に移行する可能性が高い場合は、警戒体制の職員も参集を開始する。 	1. 情報収集及び連絡 2. 災害の発生するお それのある箇所の 警戒 3. 指定一般避難所 (第1次)、 指定福祉避難所 (第1次) の開設準備	
警戒体制	1. 次が暴来でいた。 [警報のの発風になる。 [警報のの名」を発展には、 「大のの発展を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を	1. 総務部長、建設部長、防災安全課と建設部員員 2. 人主 職員 開展 と 建設部長、防災安全課と	1.情報の実施を表している。 1.情報の関係を表している。 2. 災害のでは、 2. 災害のでは、 3. (災害のでは、 4. (第2) をいる。 2. 炎素をは、 4. (第2) をいる。 3. (第2) をは、 4. (第2) をは、 5. (第2) をは、 5. (第2) をは、 6. (第2) をは、 7. (第2) をは、 7. (第3) をは、 7. (第4) をは、 7. (第	1. 災害警戒本 部を設置 [本部長] :総務部長 [副本部長] :建設部長
非常体制	1. 特別警報が発表され たとででは、1. 特別ときでは、2. 警報を会をは、4. の必要を表準は、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	1. 警戒体制の職員 2. 課長職以上の職員 3. 建設部全職員 4. 災害対策本部の指示による応援体制の職員等 5. その他の職員は自宅待機	1. 職員防災体制による所定の場所に参集し、災害対応等の非常事を遂行 2. 必要においる避難所を追加 ※災害対策本部の 指示による 3. 施設の災害対応及び施設利用者(開設時間帯)への周知と 帰宅対応	1. 災害対策本 部を設置 [本部長] : 市長 [副本部長] : 副市長、 教育長

各体制における活動内容詳細は、職員参集マニュアル参照

資料編

○災害の状況による職員体制【地震時】

体制	基準	直ちに参集する職員	主な活動内容	本部設置
準備体制	1. 市内において 「震度3」の地震が 発生したとき2. 市内において 「震度4」の地震が 発生したとき3. 「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が 発表されたとき	1. 防災安全課長、防災係長 1. 防災安全課長、防災係長 2. 建設部の担当職員 ※警戒体制に移行する可能性が高い場合は、警戒体制の職員も参集を開始する。	1.情報収集及び連絡 1.情報収集及び連絡 2.災害の発生するお それのある箇所の 警戒	1.設置しない 2.状況により 関係職員を 動員できる 体制とする
警戒体制	4. その他市長がこの体制を合いて「「大き」では、1. 市内には、1. 市内には、1. 市内には、1. で、「大き」では、1. で、「大き」では、1. で、1. で、1. で、1. で、1. で、1. で、1. で、1. で	1. 総務部長、建設部の全職員 2. 人事課、建設部の全職員 2. 人事課、地域協働課、管財 検査課、地域協働課、治難員 整強時期の体調の上 監査健康の担難所の体調のは 情報の多に避難所の体調と 情報の多に避難所のを記述 情報の多に避難所のを記述 情報の多に避難所のといる に当る 1. 指担を関 はた機員 3. 指力をといる の指示による の指示による では、 の他のでは、 の他のでは、 には、 の他のでは、 には、 の他のでは、 には、 の他のでは、 の他のでは、 には、 の他のでは、 には、 の他のでは、 には、 の他のでは、 には、 の他のでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	1. 情報収集及び連絡、本部運営機関ででは、 本の発生の発生をであるでいる。 変まの発生をであるででである。 変まがあるができますができますができますができますができますができますができます。 3. 指第1、2、3 避難には、第1、2、2、4 避難には、2 次ができますができますができます。 4. 施設の受利のの関係を対している。 が、は、2、2、3、3、4、3、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4	1. 第1 1 1 2 2 2 2 2 3 3 3 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4
非常体制	1. 市内において 「震度5強以上」の 地震が発生したとき 2. 「南海トラフ地震臨 時情報(巨大地震警 戒)」が発表されたと き 3. その他市長がこの体 制を命じたとき	1. 全職員	1. 職員防災体制による所定の場所に参集し、災害対応等の非常事業務を遂行 2. 指定一般避難所(第1、2、3次)、指定福祉避難所(第1、2次)を開設 3. 施設の災害対応及び施設利用者(開設時間帯)への周知と帰宅対応	1. 災害対策本 部を設置 [本部長] : 市長 : 副本部長] : 副市長、 教育長

※1 災害警戒会議の構成

総務部長 (議長)、建設部長 (副議長)、広報情報課長、総務課長、防災安全課長、管財検査課長、地域協 働課長、土木課長

各体制における活動内容詳細は、職員参集マニュアル参照

○災害発生前から発災時・発災後における各課の分担任務

災害発生時に実施すべき各課分担任務を、各課 BCP を基に、時系列にまとめています。

記載内容は、「応急業務」と、「通常業務」のうち休止する業務を除いたものを記載しています。

		心未切」と、「虚市未切」の プラルエ 後世・数式。 図名 知動 田		
		準備・警戒〜緊急初動期 【発災前】及び 【発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
総務部	防災安全課	○災害対策本部の設置及び運営 ○災害対策の全般対応 ○災害情報の発令 ○避難情報の発令 ○防災行政無線等の情報伝達手段 による受発信・管理 ○職員の動員と各班の連絡調整 ○警察・消防機関との連絡調整 ○皆定一般避難所(第3次)と学 連絡調整【岐校、第3学大験 可児高等学校、の見、等等 可児高等学校の5ヶ所】	○国・県等防災機関への報告○県・他市町村・災害協定先等への応援要請等○自衛隊の派遣要請○災害関係文書の印刷・受理・発送・保存	○被災者台帳作成(被災者支援システム運用) ○被害状況のとりまとめ
	(選管を含む)	○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員)	○公告式、公印の管守、文書の審 査及び管理に関すること ○文書の収受・配付及び発送に関 すること ○複写・印刷機器の管理保全	○市議会に関すること
	管財検査課	○庁舎等利用者の避難等安全確保 ○庁舎被害調査、執務環境の確保 ○遺体安置所の確保 ○災害用車両の管理 ○指定一般避難所(第2次)との 連絡調整【総合会館】	○市有財産の被害調査	○庁用物品の購入及び管理 ○工事等の入札及び契約に関する こと
	市民課	○災害対策本部の設置及び運営		○被災者等の戸籍・住民基本台帳 に関すること ○犯罪人名簿、埋火葬の許可、印 鑑・身分等の諸証明、個人番号 カード、一般旅券に関すること
	税務課	○災害対策本部の設置及び運営		○住家等一般被害の調査 ○市税の減免措置 ○自動車臨時運行許可 ○税務関係の諸証明に関すること
	収納課	○災害対策本部の設置及び運営		○住家等一般被害の調査【税務課の応援】○市税の減免措置【税務課の応援】○市税の収納管理に関すること○市税過誤納金の還付及び充当○市税等の口座振替等
	事務局員	○災害対策本部の設置及び運営		
	会計課		○現金及び有価証券の出納・保管○小切手・公金振替書の振出し○収入及び支出に関すること○支出負担行為の確認○支出命令の審査	○義援金の出納

		○災害対策本部の設置及び運営		○本部長の秘書
市政企画部	秘書政策課	○灰吉対東本部の設直及び連宮 (本部連絡員) 		○災害復興計画の策定
部	策課			
	財政課			〇災害予算編成・財政に関するこ と
	課			〇自主財源の確保に関すること (ふるさと応援寄附金事務)
	人 事 課	○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員)		○技術員等の雇上げ調整○災害業務に従事した職員の公務
	議	○災害対策本部及び避難所等動員 職員の参集状況の把握○職員等の安否の確認		災害 〇被災職員の福利厚生 〇職員給与及び勤務に関すること
	広	○災害対応業務情報の広報 ○報道機関との連絡調整		〇視察者等の対応
	広報情報 課	○災害対策本部の設置及び運営 ○庁内ネットワーク及び各種シス		
	課	テムの被害調査・復旧		
経済	産業	○災害対策本部の設置及び運営(本部連絡員)	○ ○ 商工業・農業・林業・畜産業の 被害調査・対応	○被災事業者の融資 ○商工業の振興に関すること
経済交流部	産業振興課	〇勤労者総合福祉センター利用者 の避難等安全確保		
部	課	〇指定一般避難所(第2次)との 連絡調整【Lポート可児】		
	観光課	○観光交流館利用者の避難等安全 確保	○観光交流館の被害調査 ○食料及び物資の集積・配分(道 の駅含む)	○観光関連施設の管理
	歴史	〇郷土歴史館・陶芸苑・荒川豊蔵 資料館・戦国山城ミュージアム		○文化財の被害調査 ○管理施設の被害調査及び応急復
	歴史資産課	及び川合考古資料館利用者等安 全確保策		旧工事 〇文化財の被害調査
	企業	〇ライフライン事業者との連絡調 整	〇食料及び物資の集積・配分	
	企業誘致課			
	会事務局		○商工業・農業・林業・畜産業の 被害調査・対応の補助	〇農業委員会・許可事務等農地法 関連業務に関すること
市民	(連絡所を含む)	○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員)		〇市民公益活動災害補償制度に関 すること
市民文化部	師を含む 課	〇各連絡所(地区センター)利用 者の避難等安全確保		○市民相談に関すること
		〇自治会との連絡調整 〇市民公益活動センター利用者の		
		避難等安全確保・被害調査 ○指定一般避難所(第1次)との 連絡調整・統括【各地区センタ		
		ー14 ヶ所】 ○地区内の被害情報の報告		
		□ ○□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
		無守女主権体 ○多文化共生センターの被害調査 ○外国人の災害対策(災害時多言		
		日本語人の英書列泉(英書時夕音) 語支援センター設置及び運営)		

	文化スポーツ課環境課	 ○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員) ○文化創造センター利用者の避難 等安全創造センターの被害調査 ○社会体保 ○社会体保育施設利用者の避難等安全社会体保育施設の被害調査 ○社会体保育施設の被害調査 ○社会体保育施設の被害調査 ○社会体保育施設の被害調査 ○社会体保育施設の被害調査 ○社会体保育施設の被害調査 ○社会体保育施設の被害調査 ○社会体保育施設の被害調査 ○日本部との連絡である。 ○の対策をの対策 ○可護をの対策の対策 ○可護をの対策をの連絡の対応を表別である。 ○災害産の避難を表別である。 ○災害産のの対策を表別である。 ○災害産の必要を表別である。 ○災害産のの対策を表別である。 ○災害産のの対策を表別である。 ○災害産の必要を表別である。 ○、以害産業を表別である。 ○、以害産業を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	〇災害廃棄物処理実行計画に着手 (災害廃棄物の推計)	〇犬の登録及び狂犬病予防注射に 関すること 〇公害対策に関すること
	選書館	○図書館利用者の避難等安全確保	○図書館施設の被害調査	
福祉部	高齢福祉課	○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員) ○福祉センター・老人福祉センターの利用者の避難等安全確保及び被害調査 ○指定福祉避難所の開設及び運営 ○在宅高齢者への巡回相談 ○避難行動要支援者の支援、安否確認 ○指定福祉避難所との連絡調整、統括【福祉センター、老人福祉センター、老人福祉センター福寿苑、老人福祉センターですらぎ館の4ヶ所】	○災害協定に基づく福祉避難所の開設○地域包括支援センターに関すること○災害ボランティアセンターの設置・運営支援、義援金募集及び配分	○り災証明書の発行 ○介護予防支援及び介護予防ケア マネジメントに関すること
	福祉支援課		〇遺体の収容及び埋火葬、災害弔 慰金の支給、災害援護資金の貸 付等に関すること	○生活保護に関すること ○生活困窮者の自立支援に関する こと ○行旅病人及び行旅死亡人の取扱 いに関すること ○障がい者福祉に関すること ○福祉医療費助成に関すること ○児童手当に関すること ○児童扶養手当に関すること ○未熟児養育医療に関すること
	介護保険課	○市内地域密着型サービス事業所等の被災状況(建物・敷地破損状況、入所者状況等)の把握、県高齢福祉課への伝達と連携 ○福祉センター・老人福祉センターの利用者の避難等安全確保及び被害調査【高齢福祉課の応援】 ○在宅高齢者への巡回相談【高齢福祉課の応援】 ○避難行動要支援者の支援、安否確認【高齢福祉課の応援】	○災害協定に基づく福祉避難所の 開設、災害ボランティアセンタ 一の設置並びに運営【高齢福祉 課の応援】	○り災証明書の発行、義援金の募集及び配分等【高齢福祉課の応援】 ○介護保険の資格管理に関すること ○介護度の認定に関すること ○認定調査に関すること ○介護認定審査会に関すること

	国		〇国民健康保険被保険者の資格得
	国保年金課		喪に関すること
	- 金		○国民健康保険の各種給付
	課		〇後期高齢者医療の申請受付
			〇後期高齢者医療保険証の引渡し
			〇国民年金被保険者の資格得喪に
			関すること
			〇一部負担金の減免等に関するこ
			<u> </u>
			○国民健康保険税の減免に関する
			こと
			○国民健康保険税の猶予に関する
			○国民健康保険税の収納管理に関
			すること
			○国民健康保険税過誤納金の還付
			及び充当に関すること
			〇国民健康保険税の口座振替に関
			すること
			〇後期高齢者医療被保険者の一部
			負担金の減免に関すること
			○後期高齢者医療保険料の徴収に
			関すること
			○後期高齢者医療保険料の減免及
			び徴収猶予の申請
			〇国民年金保険料の免除申請に関
			すること
			〇年金証書等の再交付に関するこ
			٤
_	子	〇災害対策本部の設置及び運営	〇部内行政施策の調整に関するこ
<u>ئے</u>	育	(本部連絡員)	٤
こども健康部	子育て支援課	〇子育て健康プラザ、児童センタ	〇総合的な子育て支援政策の推進
健康	支	一、児童館の来館者等の避難等	に関すること
部	1 <u>次</u> 钾		· -124 / O = =
	I 175K	安全確保、被害調査	〇子育て健康プラザの管理及び運
	本	安全確保、被害調査	
	林	安全確保、被害調査	〇子育て健康プラザの管理及び運
	林	安全確保、被害調査	〇子育て健康プラザの管理及び運 営に関すること
	林	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること 営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指
		安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ②児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること
	· 苏	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センタ
	林	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること
	林	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること
	一种	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関
	一	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○家庭教育に関すること ○子どものいじめの防止に関する
	一	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○家庭教育に関すること ○子どものいじめの防止に関すること
	一	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○家庭教育に関すること ○子どものいじめの防止に関する
	一	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○家庭教育に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること
	一	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○子音に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○子がものいじめの防止に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関する
	示	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育で支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○家庭教育に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること
	示	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○字をものいじめの防止に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関す
	示	安全確保、被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育で支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○家庭教育に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること
	酥		○子育て健康プラザの管理及び運営はること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○児童福祉施設、小中学校等における子どもの発達障がい等に関する取組みの支援に関すること
		〇保育園、幼稚園、キッズクラブ	○子育て健康プラザの管理及び運営はること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○児童福祉施設、小中学校等における子どもの発達に関する取組みの支援に関すること ○キッズクラブに関すること。
			○子育て健康プラザの管理及び運営はること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他でで支援に関すること ○子育て支援に関すること ○子育に関する学びの支援に関すること ○子がの場がしたの防止に関すること ○発達時がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○児童福祉施設、小中学校等に対ける子どもの発達に関する取組みの支援に関すること ○キッズクラブに関すること。 ○保育園、幼稚園に関すること
	(保育園・保育課	○保育園、幼稚園、キッズクラブ 等の園児、児童等の避難等安全 確保	○子育て健康プラザの管理及び運営はること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○児童福祉施設、小中学校等における子どもの発達に関する取組みの支援に関すること ○キッズクラブに関すること。
	(保育園・保育課	○保育園、幼稚園、キッズクラブ 等の園児、児童等の避難等安全 確保 ○保育園、幼稚園、キッズクラブ	○子育て健康プラザの管理及び運営はること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他でで支援に関すること ○子育て支援に関すること ○子育に関する学びの支援に関すること ○子がの場がしたの防止に関すること ○発達時がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○児童福祉施設、小中学校等に対ける子どもの発達に関する取組みの支援に関すること ○キッズクラブに関すること。 ○保育園、幼稚園に関すること
	(保育園・保育課	○保育園、幼稚園、キッズクラブ 等の園児、児童等の避難等安全 確保	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関すること ○子育なの表達等の相談に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○兄童福祉施設、小中学校等における子どもの発達に関すること ○兄童福、幼稚園に関すること。 ○保育園、幼稚園に関すること
	(保育園・保育課	○保育園、幼稚園、キッズクラブ 等の園児、児童等の避難等安全 確保 ○保育園、幼稚園、キッズクラブ	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関すること ○子育なの表達等の相談に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○兄童福祉施設、小中学校等における子どもの発達に関すること ○兄童福、幼稚園に関すること。 ○保育園、幼稚園に関すること
		○保育園、幼稚園、キッズクラブ等の園児、児童等の避難等安全確保○保育園、幼稚園、キッズクラブ等の被害調査	○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関すること ○子育なの表達等の相談に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること ○兄童福祉施設、小中学校等における子どもの発達に関すること ○兄童福、幼稚園に関すること。 ○保育園、幼稚園に関すること

	健康増進課	○保健センター利用者の避難安全 確保、保健センターの被害調査 ○医療機関の被害調査、傷病者の 調査 ○避難者の保健相談に関すること	○医師会等の応援要請、災害対策 用医薬品の確保、救護所の開設	○防疫、食品衛生 ○食品衛生に関すること ○母子保健に関すること
	ンター くれよんこども発達支援セ	〇こども発達支援センターくれよ ん利用者の避難等安全確保 〇こども発達支援センターくれよ んの被害調査		○児童発達支援に関すること ○障がい児の相談支援に関するこ と
建設部	都市計画課	○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員、情報分析係・ 指示調整係・現場派遣係)○自主運行バスと公共交通機関の 運行状況調査○緊急輸送道路の確保【土木課の 応援】○公園、緑地の災害対策		
	土木課	 ○災害対策本部の設置及び運営 (情報分析係・指示調整係・現場派遣係) ○可児市建設業協同組合との連絡調整 ○道路、河川(樋管含む)、橋りょう、ため池等の被害調査、および水防に関すること ○緊急輸送道路の確保 ○急傾斜地崩壊対策、土石流対策 		道路、河川、雨水幹線、支線、橋 りょう、ため池等の(応急)復旧 工事
	建築指導課	 ○災害対策本部の設置及び運営 (情報分析係・指示調整係・現場派遣係) ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定(民間建築物の判定) ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定(公共施設の被害調査)【施設住宅課の応援】 		
	施設住宅課	○災害対策本部の設置及び運営 (情報分析係・指示調整係・現 場派遣係) ○市営住宅の入居者安否確認 ○公共施設(避難所防災拠点)の開 設に伴う安全点検 ○被災建築物応急危険度判定及び 被災宅地危険度判定(公共施設 の被害調査)(避難所以外(市 営住宅含む)) ○被災建築物応急危険度判定及び 被災宅地危険度判定(民間建築物の判定)【建築指導課の応 援】	○被災者の住まいの確保に関する 相談・情報提供窓口の設置	○応急仮設住宅等の必要戸数の把 握 ○市営住宅に関すること
	管理用地課	○災害対策本部の設置及び運営 (情報分析係・指示調整係・現 場派遣係)○災害現場対応【土木課の応援】○街路樹等の倒木処理		

	r .	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
水道部	料金課道	○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員)	〇出納その他の会計事務に関する こと 〇公印の管守に関すること	○水道料金、下水道使用料の減免 措置
	水道課	○水道災害対策本部の設置及び運営○水道施設の被害調査○飲料水の確保及び供給	〇水道施設の(応急)復旧工事	
	道下課水	○下水道災害対策本部の設置及び 運営○下水道施設の被害調査	〇下水道施設の(応急)復旧工事 〇仮設トイレの設置・管理	
教育委員会事務局	教育総務課	○災害対策本部の設置及び運営 (本部連絡員) ○教育委員会事務局・第二次避難 所の連絡調整 ○学校施設の被害調査 ○学校施設の応急復旧工事 ○指定一般避難所(第2次)との 連絡調整・統括【公立小学校 11ヶ所、公立中学校5ヶ所】		
	学校教育課	○児童・生徒の避難等安全確保 ○教育系情報ネットワークおよび 情報機器等の被害調査と復旧		○災害時における教育の確保、被災児童の被害調査及び教科書等支給 ○学校の組織、編成、教育課程、学習指導、生活指導及び職業指導に関すること。 ○学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒(以う)の就学及び卒業に関すること。 ○学校安全に関すること ○学校安全に関すること ○外国籍児童生徒の教育に関すること
	センター	〇学校給食センターの被害調査及 び応急復旧工事	〇炊き出し及び食品の配給の協力	○学校給食の確保
	教育研究所	〇教育委員会事務局内の応援に関 すること		
議会事務局	議会総務課	○市議会議員との連絡及び連携	○公印の保管に関すること ○文書の収受、発送及び保存に関 すること	○議員報酬及び費用弁償に関すること ○議会に属する予算及び経理事務に関すること ○議会に属すると ○議会の本会議に関すること ○議案、請願、陳情、決議、意見書等に関すること ○議会の選挙に関すること ○議員会、公聴会及び参考人に関すること ○議会自協議会及び委員会協議会に関すること ○議案の審議に必要な資料の調製に関すること

[各種協定]

〇応援協定一覧

協定種別	協定先団体名	締結日	備考
	帝京大学可児高等学校	H8. 10. 2	施設、設備の開放
学校開放	可児高等学校	H28. 12. 1	体育館・武道場の開放
אונותואויד	岐阜医療科学大学	H30. 1. 1	体育館の開放
	可児工業高等学校	H24. 10. 31	体育館の開放
	(株)アクトス	H17. 3. 4	施設、設備の開放
	可茂衛生施設利用組合 (有)可児ガラス工房	R3. 4. 1	わくわく体験館を避難所として開放
	(医)馨仁会 介護老人保健施 設花トピア可児		福祉避難所としての施設使用
	JCHO可児とうのう病院附属 介護老人保健施設		福祉避難所としての施設使用
	(福)可茂会 可茂学園		福祉避難所としての施設使用
	(福)協助会 特別養護老人ホ ーム春里苑	H21. 3. 19	福祉避難所としての施設使用
	(福)さくら福祉会 介護老人 福祉施設チェリーヴィラ広 見苑		福祉避難所としての施設使用
	(福)明耀会 特別養護老人ホ ーム瀬田の杜		福祉避難所としての施設使用
	(株)かみのくら 桜ケ丘シ ョートステイ		福祉避難所としての施設使用
	(医)清風会 美空の郷	H22. 3. 10	福祉避難所としての施設使用
施設使用	(福)慈恵会 さわやかグルー プホーム可児		福祉避難所としての施設使用
	(福)仁愛会 特別養護老人ホーム フローレ川合	H24. 8. 29	福祉避難所としての施設使用
	DS Tokai㈱プルメリア	R2. 6. 10	福祉避難所としての施設使用
	地域密着型特別養護老人ホ ーム あおぞら	R4. 5. 17	福祉避難所としての施設使用
	地域密着型特別養護老人ホーム フラワーコート	R4. 5. 17	福祉避難所としての施設使用
	可児警察署、(公財)可児市文 化芸術振興財団	H24. 7. 5	警察署の執務室としての施設利用
	国土交通省中部地方整備局多 治見砂防国道事務所	H26. 3. 28	道の駅可児ッテの防災拠点等としての例 用
	可児市ゴルフ協会加盟ゴル フ場	H29. 6. 20	ゴルフ場施設の利用
	多治見市	H29. 7. 18	越境避難地域の避難所施設の利用
	(株)善都	R1. 9. 11	駐車場の一部使用
	(株)バロー	R2. 12. 11	一時避難場所としての施設使用
	(公財)可児市体育連盟	R3. 7. 26	避難所としての施設使用

N 52 N -++	(一社)可児医師会	H9. 10. 2	医療救護活動
救急救護	(一社)可児歯科医師会	H18. 3. 30	歯科医療救護活動
	岐阜県	Н9. 3. 3	岐阜県震度情報ネットワークシステムの 管理・運営
	可茂消防事務組合	H9. 9. 25 H10. 4. 1	消防防災に関する防災行政無線の運用
	(株)ケーブルテレビ可児	H22. 12. 1	緊急放送
, 放送・情報伝達	国土交通省中部地方整備局	H23. 3. 16	情報交換
	FMラインウェーブ(株)	H24. 7. 24	FM局の緊急放送
	可児レピータハムクラブ	H24. 4. 1	アマチュア無線による情報伝達
	西日本電信電話 (株) 岐阜支店	H29. 1. 11	特設公衆電話の設置等
	ヤフー (株)	H29. 2. 1	情報発信等
	可児市管設備協同組合	H16. 3. 31	上下水道施設応急復旧
	可茂地区電気工事協議会	H18. 11. 8	被災者救出支援、応急復旧
	可児市建築安全協力会	H19. 2. 6	被災者救出支援、応急復旧
	(公社)岐阜県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	H21. 10. 13	被災状況調査、情報収集、筆界復元等
	可児市建設業協同組合	H23. 4. 4	被災者の救出、応急復旧
<i>/// ch//</i> - 15	岐阜県瓦葺組合可児·加茂支 部	H30. 11. 1	人員派遣、応急活動
災害復旧	中部電カパワーグリッド(株)	R2. 8. 26	現場応急復旧、障害物除去
	(福)可児市社会福祉協議会	R3. 3. 30	可児市災害ボランティアセンターの設置
	日立建機日本(株) 可児営業所	R3. 7. 16	災害時におけるレンタル機材の提供
	(株)ナガワ	R3. 12. 1	災害時におけるレンタル機材の提供
	(福)可児市社会福祉協議会 (一社)可児青年会議所	R3. 12. 22	災害時における協力体制
	岐阜県	H6. 3. 28	岐阜県防災へリコプターの応援要請
	日本郵便(株)可児郵便局・ 久々利郵便局	H29. 3. 1	車両・情報提供、広報活動、郵便業務に係 る災害特別事務取扱等
	可児造園協同組合	H27. 12. 11	被災者救出支援、現場応急復旧
	可児市電気安全協力会	H29. 9. 5	被災者救出支援、現場応急復旧
災害時応援	NP0法人NPO可茂スカイサ イト	R2. 3. 19	現場確認等の支援
	(株) 可児自動車学校	R3. 10. 27	災害時における支援協力
	西日本三菱自動車販売(株) 土岐三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	R4. 2. 10	災害時における電動車両等の支援
	(一社)岐阜県エルピーガス 協会可茂支部	H15. 9. 1	LPガスの供給
燃料等供給	岐阜県石油商業組合可児支 部	H15. 9. 1	石油類燃料の供給
	(株)センゾー	H25. 11. 8	非常用電源供給設備の使用
消防相互応援	岐阜県及び県下全市町村	H29. 3. 24	岐阜県広域消防相互応援

	可茂地区市町村	H11. 4. 30	可茂地区市町村消防団消防相互応援		
	犬山市	H18. 12. 18	市と犬山市との消防相互応援		
	岐阜県内26市町村6消防組合	H21. 3. 2	岐阜県内の高速道路等における消防相互 応援		
	岐阜県及び県下全市町村	H30. 3. 26	物資提供、人員派遣、施設提供等		
	可茂地域市町村、可茂県事務 所	H29. 3. 27	物資提供、職員派遣、避難所利用		
災害時相互応援	東海環状自動車道沿線都市	H17. 3. 16	食料、飲料水、資機材、車両、医薬品の提 供等		
	愛知県武豊町	H19. 1. 17	食料、生活必需物資、資機材提供、職員派 遣等		
	全国22市町	H29. 6. 5	資機材、物資提供、職員派遣、医療機関へ の受入れ等		
	(株)バロー	H19. 8. 8	生活必需物資の調達		
	生活協同組合コープぎふ	H21. 4. 1	生活物資の確保、供給		
	めぐみの農業協同組合	H23. 5. 31	食料、生活必需品、資機材の調達		
	NPO 法人コメリ災害対策センター	H23. 7. 19	物資の供給		
	「5日で5000枚の約束」プロジ エクト実行委員会	H29. 4. 21	畳の調達、輸送、設置		
	(株)カインズ	H29. 7. 26	生活物資の供給		
	イオンビッグ(株)	H30. 10. 4	食料品、生活必需品の供給		
物資	(一社) ブレイクスルーバン ク	R1. 12. 24	備蓄用パンの供給		
	オオサキメディカル(株)	R2. 2. 28	医療材料等の供給		
	協和ダンボール(株)	R2. 10. 14	ダンボール製避難所用品の供給		
	新晃薬品(株)	R3. 4. 15	医療材料等の供給		
	コカ·コーラ ボトラーズジ ャパン(株)	R4. 6. 17	災害対応自販機内の飲料の無償提供等		
	中北薬品(株)	R4. 10. 27	生活物資の供給等		
	太陽工業(株)	R4. 8. 4	天幕等資機材の供給		
	福山通運(株)岐阜かに支店	R5. 1. 18	防災備蓄品等の配送		
物資保管	協同組合岐阜県可児工業団 地管理センター	H31. 3.19	物資の保管等		

[資機材]

○水防センター資機材一覧

						道	登 村	幾 木	才等	等						
照明器	発動発電機(大)	発動発電機(中)	水中ポンプ(8インチ)	水中ポンプ(6インチ)	水中ポンプ(2インチ)	鉄線	わら縄	ブルーシート	杭 (2mもの)	掛矢	たこ	シャベル・スコップ	斧	ーዻ化>	唐鍬	声ツル
(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(m)	(東)	(枚)	(本)	(丁)	(丁)	(九)	(丁)	(1)	(九)	(丁)
10	1	2	1	7	6	200	26	450	100	13	10	110	4	19	22	20

○給水用資機材の保有状況

種類	規格・仕様	数量	場 所	特記事項
アルミ給水タンク車	2, 000l	1 台	水道部庁舎東倉庫	ポンプ機能付
アルミ給水タンク	2, 000l	1 基	水道部庁舎東倉庫	ユニック積載
アルミ給水タンク	2, 000l	1 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 500l	2 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 500l	2 基	大森ポンプ場内	車載用
アルミ給水タンク	1, 500l	5 基	光陽台配水池倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 000l	2 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 000l	1 基	兼山倉庫	車載用
樹脂製給水タンク	2, 000l	2 基	大森ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1, 200l	26 基	工業団地ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1, 200l	3 基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	800l	1 基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	500l	2 基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
樹脂製給水タンク	300l	2 基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
組立式給水タンク	1, 000l	2 基	水道部庁舎東倉庫	
ポリ容器	201	613 個	水道部庁舎東倉庫	
ポリ容器	2 O l	90 個	大森ポンプ場内	
ポリ容器	2 O l	150 個	光陽台配水池倉庫	
ポリ容器	201	25 個	桜ヶ丘ポンプ場内	
ポリ容器	20l	125 個	兼山倉庫	白色
飲料用水袋	6 l	1,000個	水道部庁舎東倉庫	

クレーン付トラック	2 t	1 台	水道部庁舎東倉庫	2.0 ㎡タンク積載
トラック	1 t	1 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0. 4kWエバラ	30 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0. 25kWツルミ	4 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0. 2kWエバラ	3 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	2. 8KVA	1 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	2. 6KVA	1 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	1. 8KVA	1 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	0. 9KVA	1 台	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	8個	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	7セット	水道部庁舎東倉庫	
給水所看板		100 枚	光陽台配水池倉庫	

資料編

〇非常持出品リスト (第1次持出品)

	分 類	品目	備考
	バッグ	非常持出袋(リュックサックなど)	背負えるもの
	水	飲料水(500ml ペットボトル)	持ち出せる範囲の量
	A Mod	非常食	乾パンなど水・調理なしで食べられるもの(3日間分)
	食料	携帯食	チョコレート、飴、栄養補助食品など
		ヘルメット・防災ずきん	頭を保護して逃げるもの
	装備	軍手・手袋(作業用)	革製など丈夫な素材のもの
		懐中電灯(予備電池も)	手動発電式もある
	道具	万能ナイフ類	はさみ、ナイフ、缶切りの機能が一つになったもの
	坦共	ロープ (10m)	救助、避難
		携帯ラジオ(予備電池も)	
		身分証明書のコピー	健康保険証、運転免許証など
	情報	筆記用具 (メモ用紙とペン)	油性ペン(太)もあるとよい
-		現金(10円硬貨含む)	公衆電話用に 10 円、100 円玉が必要
基		携帯電話、充電器	
本品		救急用品セット	消毒薬、ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾など
目	救急	ピンセット・毛抜き	
		常備薬・持病薬	処方箋のコピーも
		マスク	防寒用としても使える
		歯ブラシ、歯みがき	
	衛生	携帯トイレ	市販されている袋型などコンパクトなもの
		トイレットペーパー	トイレットペーパーは汎用性が高い
		ウェットティッシュ	水がない時に役立つ
	防寒	使い捨てカイロ	
	例を	防寒用保温シート	
		タオル	汎用性が高いので多めに用意するとよい
		レジャーシート	
	汎用	安全ピン	
		ポリ袋	大きなものは雨具の代用としても使える
		ライター	マッチより使い勝手がよい
個		予備鍵(家・車等)	
別	貴重品	通帳・証書類のコピー	
1=		予備メガネ・コンタクトレンズ	
検	女性	生理用品	傷の手当て、ガーゼの代用としても使用できる
討	高齢者	紙おむつ(大人用・乳幼児用)	
す	^{高町石} 乳幼児	粉ミルク・哺乳瓶・離乳食	
る	オレ ジリノレ	介護用品	
品	その他	衣類	
目	CVIE	ペット用品	

〇避難生活のための備蓄品リスト (第2次持出品)

分類	品目	備考
水	飲料水(2ℓペットボトル)	1人1日3ℓが目安
食料	アルファ化米、パン缶、インスタント ラーメン、缶詰類、レトルト食品、切 り餅、塩など	個々の嗜好に照らして1週間分
衣類	下着、セーター、ジャンバー、靴下など	季節、個々の状況により必要な物を判断
	毛布(タオルケット)	
	寝袋	
	タオル	
	バスタオル	
	ドライシャンプー	水なしで洗髪できる
	石鹸	
	卓上コンロ	
	ガスボンベ	
	鍋	
日用品	割りばし	
п лан	紙皿	
	紙コップ	
	スプーン、フォーク	
	ラップ	
	アルミホイル	
	トイレットペーパー	
	ウェットティッシュ	
	使い捨てカイロ	
	雨具	
	古新聞	

○指定緊急避難場所・指定避難所の一覧

【種別について】

種別					
指定緊急避難場所 ・災害対策基本法に基づき市 ・災害により危険が切迫した。 する際の避難先。	~~~~~~	全を確保することを目的とした、緊急に避難	43	ヶ所	
<u>指定避難所</u> ・災害対策基本法に基づき市が指定する。	指定一般避難所 ・災害対策基本法施 行令第二十条の六	指定一般避難所 (第1次) ・避難情報発令時等に基本的に開設する。 ・14 地区センター。	1 4 ヶ所		
・避難した居住者等が災害の 危険がなくなるまで一定 期間滞在し、又は災害に より自宅へ戻れなくなっ	第一号から第四号 までに定める基準 に適合する指定避 難所。	指定一般避難所 (第2次) ・指定一般避難所 (第1次) で収容できない場合等に状況に応じて開設。 ・小学校、中学校、その他公共施設。	20 ヶ所		
た居住者等が一時的に滞 在する施設。		指定一般避難所(第3次) ・指定一般避難所(第1次、第2次)の補完として、又は災害協定に基づいて状況に応じて開設。・高校、大学など。	5 ヶ所	計 43	
	指定福祉避難所 ・災害対策基本法施 行令第二十条の六	指定福祉避難所 (第1次) ・避難情報発令時等に基本的に開設する。 ・老人福祉センター可児川苑。	1 ヶ所	所	
	第一号から第五号 までに定める基準 に適合する指定避 難所。 ・受入れ対象者を定	指定福祉避難所 (第2次) ・指定福祉避難所 (第1次) を開設後に 状況に応じて開設する。 ・福祉センター、老人福祉センター福寿 苑、やすらぎ館。	3 ヶ所		
	める必要があり、 当市は要配慮者を 対象としている。	協定による指定福祉避難所 ・協定による福祉避難所のうち、指定福 祉避難所として指定・公示された施設。	0 ヶ所		
<u>協定による一般避難所</u> ・資-15~17 各種協定 参照			1	ヶ所	
協定による福祉避難所 ・資-15~17 各種協定 参照					
広域避難場所 ・災害時の避難場所など必要に応じた用途で利用する場所。 ・ふれあいパーク緑の丘、可児市運動公園、道の駅可児ッテ、かに木曽川左岸公園					
各地域の避難所、避難場所 ・各地域の公民館や集会所等				多数	

【各避難所等において注意すべき危険箇所について】

一覧表内に、次の注意事項が示されている場合は、開設時及び避難時に注意して行動すること。

※L1区域内 :河川整備において基本となる降雨による浸水想定区域内にあるため、水害が予測される際の避難に

は施設の安全を十分に確認する。

※L2区域内 : 想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域内にあるため、水害が予測される際の避難には施設

の安全を十分に確認する。

※警戒区域内 : 土砂災害警戒区域内 (イエローゾーン内) にあるため、土砂災害が予測される際の避難には施設の

安全を十分に確認する。なお土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン内)に避難所はありません。

※警戒区域周辺:施設周辺が土砂災害警戒区域であるため、土砂災害が予測される際の避難には避難経路の安全を十

分に確認する。

								種別				注意	すべき	き危険	笛所
					指		指	定避業	<u></u>		広		<u>·/</u> k害		災害
					定	j	旨定一月			福祉	域	1			警
地区	No	施設名	所在地	電話番号	窓 急		避難所	i	避難	誰所	」避 」難	1	2	警戒区域	展
					指定緊急避難場所	第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 1 次	第 2 次	域避難場所	区域内	区域内	域内	戒区域周辺
	1	今渡地区センター	今渡 1521-4	25-2602	0	0	_	_	_	_	_	_	0	_	_
今 渡	2	福祉センター	今渡 682-1	62-5329	0	_	_	_	_	0	_	_	-	_	_
	3	蘇南中学校	今渡 112	62-1010	0	_	0	_	_	_	_	_	0	_	_
	4	今渡北小学校	今渡 1680	63-1500	0	_	0	_	_	_	_	_	_	-	_
川合	5	川合地区センター	川合北 2-14	63-4339	0	0	_	_	_	_	_	_	0	_	_
下恵土	6	下恵土地区センター	下恵土 1673	63-4751	0	0	_	_	_	_	_	_	-	_	_
「心工	7	今渡南小学校	下恵土 3433-7	62-1366	0	_	0	_	_	_	_	_	_	_	_
土 田	8	土田地区センター	土田 2352-2	25-2217	0	0	_	_	_	_	_	_	0	_	_
т ш	9	土田小学校	土田 4226-1	25-2652	0	_	0	_	_	_	_	_	0	-	_
	10	帷子地区センター	東帷子 1011	65-2007	0	0	-	-	_	-	_	_	-	-	0
	11	帷子小学校	東帷子 1047	65-4802	0	-	0	-	_	_	_	_	_	_	
帷子	12	南帷子小学校	東帷子 2231	65-4181	0	-	0	-	_	_	_	_	_	_	_
性 丁	13	西可児中学校	若葉台 7-1	65-6835	0	_	0	_	_	-	_	_	-	-	-
	14	広陵中学校	東帷子 593	65-7991	0	-	0	_	_	-	_	_	-	-	0
	15	岐阜医療科学大学	虹ケ丘 4-3-3	65-6555	0	_	-	0	_	-	_	_	-	-	-
	16	春里地区センター	矢戸 407	65-2006	0	0	_	_	_	_	_	_	0	-	-
	17	B&G海洋センター	坂戸 987-4	62-8603	0	-	0	_	_	_	_	_	_	-	_
* H	18	老人福祉センター可児川苑	坂戸 765	61-0248	0	-	-	_	0	_	_	_	0	-	_
春 里	19	春里小学校	塩 642-1	65-2063	0	-	0	-	_	_	-	_	_	-	_
	20	可児高等学校	坂戸 987-2	62-1000	0	-	_	0	_	_	-	_	-	-	_
	21	わくわく体験館	塩河 1071-4	65-1515	0	-	_	0	_	_	-	_	-	_	0
	22	姫治地区センター	下切 1530	62-0104	0	0	-	-	-	-	-	_	-	-	-
姫 治	23	Lポート可児	姫ケ丘 1-37	61-0111	0	-	0	-	-	-	-	_	-	-	0
	24	平牧地区センター	二野 2547-4	62-0067	0	0	_	_	_	_	-	_	-	_	-
平牧	25	老人福祉センター福寿苑	大森 347-2	63-3333	0	-	_	_	_	0	-	_	-	-	-
	26	旭小学校	大森 2078-3	62-0302	0	-	0	_	_	_	-	_	-	-	_
	27	桜ケ丘地区センター	皐ケ丘 6-1-1	64-0051	0	0	-	_	_	_	-	_	-	-	_
1001 -	28	桜ケ丘小学校	桜ケ丘 5-55-2	64-0700	0	-	0	_	_	_	-	_	_	_	_
桜ケ丘	29	東可児中学校	皐ケ丘 4-71	64-2700	0	-	0	_	_	_	-	_	_	_	_
	30	帝京大学可児高等学校	桂ケ丘 1-1	64-3211	O	_	_	0	_	_	-	_	_	_	_
b . T.1	31	久々利地区センター	久々利 1644-1	64-1120	Ō	0	_	_	_	_	-	0	0	0	_
久々利	32	東明小学校	久々利 1945	64-1128	Ō	-	0	_	_	_	-	_	Ō	-	_
	33	広見地区センター	広見 7-77	62-2101	Ō	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	34	総合会館	広見 1-5	62-1111	Ō	-	0	_	_	_	-	0	0	_	_
広 見	35	中部中学校	広見 1086	62-1161	Ō	 	0	_	_	_	-	_	_	_	_
	36	広見小学校	広見 71-1	62-1551	ō	_	ō	_	_	_	-	_	_	_	0
広見東	37	広見東地区センター	瀬田 1736	62-4063	0	0	-	_	_	_	-	_	0	_	0
	38	中恵土地区センター	中恵土 1896-1	62-8722	ō	0	-	_	_	_	-	0	0	_	_
中恵土	39	可児工業高等学校	中恵土 2358-1	62-1185	0	-	-	0	_	_	-	_	-	_	_
	40	兼山地区センター	兼山 701-1	59-2116	0	0	-	_	_	_	-	_	0	0	_
	41	兼山小学校	兼山 1444-1	59-2211	ō	-	0	_	_	_	-	_	-	0	_
兼山	42	兼山保育園	兼山 482-2	59-2102	0	-	0	_	_	_	-	_	0	0	_
	43	老人福祉センターやすらぎ館	兼山 1011-1	59-2223	0	-	-	_	_	0	-	_	-	0	_
	1			1	II				l				l	<u> </u>	
	1	ふれあいパーク緑の丘	羽崎 1269-38	-		-	-	-	_	-	0	_	-		-
	2	可児市運動公園	坂戸 987-4	_	₽-		-	_	_	-	0		_	_	_
	3	道の駅可児ッテ	柿田 416-1	-	╟┸	-	-	_	_	_	0	-	_	_	
	4	かに木曽川左岸公園	土田 2691-1			1.4				_	0	0	0		
				計	43	14	20	5	1	3	4	4	15	5	6

				避	主難所利用可能な面	積	
地区	No	施設名	体育館等		その他の 会議室等	計	収容可能 人数
	1	今渡地区センター	500.00 ı	m¹	797. 95 m ²	1, 297. 95 m²	390 人
今 渡	2	福祉センター	516. 38 ı	mឺ	573.30 m ²	1, 089. 68 m²	328 人
ラー波	3	蘇南中学校	1, 514. 00 ı	mឺ	- m ²	1, 514. 00 m ²	458 人
	4	今渡北小学校		m¹	– m ²	750.00 m ²	227 人
川合	5	川合地区センター		m¹	258. 11 m i	582. 11 m ²	174 人
下恵土	6	下恵土地区センター		m¹	377. 62 m ²	924. 89 m ²	276 人
1.127	7	今渡南小学校		m¹	– m²	858. 00 m²	260 人
土田	8	土田地区センター		m¹	344. 09 m²	776. 49 m²	232 人
н	9	土田小学校		m¹	- m²	667.00 m²	202 人
	10	帷子地区センター		m¹	709. 90 m²	1, 607. 53 m²	480 人
	11	帷子小学校		m²	m [*]	775. 00 m²	234 人
帷子	12	南帷子小学校		m¹	- m²	775.00 m²	234 人
Τμ	13	西可児中学校	,	m¹	- m ²	1, 349. 00 m²	408 人
	14	広陵中学校		m¹	- m ²	1, 350. 00 m²	409 人
	15	岐阜医療科学大学		m¹	- m ²	1, 044. 00 m²	316 人
	16			m¹	462. 53 m ²	727. 57 m²	218 人
	17	B&G海洋センター		m¹	- m ²	744. 00 m²	225 人
春里	18	老人福祉センター可児川苑		m	259. 20 m ²	559. 20 m²	166 人
	19	春里小学校		m	- m [*]	837. 00 m²	253 人
	20	可児高等学校		m		1, 050. 00 m²	318 人
	21	わくわく体験館		m²		450.00 m²	136 人
姫 治	22	姫治地区センター		m [*]	387. 63 m i	855. 63 m²	255 人
	23	Lポート可児		m²	- m ²	486.00 m²	147 人
- d/	24			m²	408. 92 m²	965. 38 m²	288 人
平牧	25	老人福祉センター福寿苑		m ^²	224. 00 m ²	480.00 m ²	144 人
	26			m²	m ²	750.00 m²	227 人
	27	桜ケ丘地区センター		m ^²	626. 39 m²	1, 363. 74 m²	407 人
桜ケ丘	28	桜ケ丘小学校		m²		750.00 m²	227 人
	29	東可児中学校		m ^²	<u> </u>	1, 296. 00 m²	392 人
	30	帝京大学可児高等学校		m [‡]		1, 080. 00 m²	327 人
久々利	31	久々利地区センター 東明小学校		m [†] m [†]	245.09 m ² - m ²	597. 44 m ² 780. 00 m ²	178 人
	33	東明小学校 広見地区センター		m m		2, 317. 47 m ²	236 人
	34	仏見地区センダー 総合会館		m m	1, 551. 19 m 182. 00 m ²	512.00 m ²	
広 見	35	総合会館 中部中学校		m m	182.00 m - m²	1, 540. 00 m ²	
	36	中部中子校 広見小学校		m [°]	- m²	621.00 m ²	188 人
 広見東	37	広見小子校 広見東地区センター		m [*]	300. 91 m ²	635. 13 m²	189 人
	38	中恵土地区センター		m [*]	287. 06 m ²	525. 79 m²	155 人
中恵土	39	可児工業高等学校		m²		1, 050. 00 m ²	318 人
	40	兼山地区センター		m²	296. 50 m ²	728. 70 m²	218 人
	41	兼山小学校		m²		630.00 m ²	190 人
兼山	42	兼山保育園		m²	- m²	143.00 m ²	43 人
	43			m²	280. 43 m ²	280. 43 m²	83 人
	10	一日の田田ピング・モアリビ畑	<u>'</u>		計	38, 116. 13 m ²	11,469 人

^{※「}避難所利用可能な面積」のうち「体育館等」は、体育室・多目的ホール等を含みます。

^{※「}避難所利用可能な面積」のうち「その他の会議室等」は、ロビー・料理室・図書室等を除いています。

^{※「}収容可能人数」は、岐阜県避難所運営ガイドラインに基づき、1人あたり2.0 mのスペースを確保し、かつ通路幅1.3mをとったレイアウトとした場合を想定し、算出しています。

[通信・輸送]

○防災行政無線設備一覧

- 1 同報系無線 (アナログ・デジタル)
 - (1)親局設備(本部施設) アナログ(周波数 68.835MHz 1波 送信出力 5W)

デジタル (周波数 58.430MHz 1波 送信出力 1W)

	設 置 場 所	住 所		
送信所	可児市役所 (3階無線室)	広見1-1		
第1通信所	可児市役所	広見1-1		
第2通信所	可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町3-7-7		

(2)子局設備(受信施設) アナログ(周波数 68.835MHz 1波) デジタル(周波数 58.430MHz 1波)

管理 番号	局 名	管理 番号	局 名						
0	市役所	55	中恵土(1)	98	土田(9)	148	矢戸(2)	197	大森(2)
1	久々利(2)	56	中恵土(2)	99	土田(10)	149	矢戸(3)	198	大森(3)
2	広見東(5)	57	中恵土(3)	100	土田(11)	150	矢戸(4)	199	大森(4)
3	広見(6)	58	中恵土(4)	101	土田(12)	153	長洞室原(1)	200	大森(5)
4	今渡(2)	59	中恵土(5)	102	土田(13)	154	長洞室原(2)	201	大森(6)
5	土田(3)	61	川合(1)	103	土田(14)	155	長洞室原(4)	202	大森(9)
6	西帷子(2)	62	川合(2)	107	西帷子(1)	156	塩河(1)	203	大森(8)
7	長洞室原(3)	63	川合(3)	109	鳩吹台(1)	157	塩河(2)	204	大森(10)
8	塩河(4)	64	川合(4)	110	鳩吹台(2)	158	塩河(3)	205	大森(11)
9	大森(7)	65	川合(5)	111	鳩吹台(3)	159	塩河(5)	206	大森(12)
10	下切(4)	66	川合(6)	113	菅刈(1)	160	清水ケ丘(1)	207	大森(13)
11	皐ケ丘(1)	69	今渡(1)	114	菅刈(2)	161	清水ケ丘(2)	208	大森(14)
12	土田(8)	70	今渡(3)	115	菅刈(3)	162	清水ケ丘(3)	211	桜ケ丘(1)
13	兼山(5)	71	今渡(4)	117	緑(1)	163	清水ケ丘(4)	212	桜ケ丘(2)
20	久々利(1)	72	今渡(5)	118	緑(2)	165	今(1)	213	桜ケ丘(3)
21	久々利(3)	73	今渡(6)	120	長坂(1)	166	今(2)	214	桜ケ丘(4)
22	久々利(4)	74	今渡(7)	121	長坂(2)	167	今(3)	215	桜ケ丘(5)
23	久々利(5)	75	今渡(8)	122	長坂(3)	169	谷追間	218	皐ケ丘(2)
24	久々利(6)	76	今渡(9)	123	長坂(4)	171	下切(1)	219	皐ケ丘(3)
25	久々利(7)	77	今渡(10)	124	長坂(5)	172	下切(2)	220	皐ケ丘(4)
26	久々利(8)	79	下恵土(1)	125	帷子(1)	173	下切(3)	226	星見台(1)
27	久々利(9)	80	下恵土(2)	126	帷子(2)	174	下切(5)	229	兼山(1)
28	久々利(10)	81	下恵土(3)	128	虹ケ丘(1)	175	下切(6)	230	兼山(2)
30	久々利(12)	82	下恵土(4)	129	虹ケ丘(2)	176	下切(7)	232	兼山(4)
31	広見東(1)	83	下恵土(5)	131	光陽台(1)	177	下切姫ケ丘(1)	233	兼山(6)
32	広見東(2)	84	下恵土(6)	132	光陽台(2)	178	下切姫ケ丘(2)	234	兼山(7)
33	広見東(3)	85	下恵土(7)	134	若葉台(1)	179	下切姫ケ丘(3)	235	兼山(8)
34	広見東(4)	86	下恵土(8)	135	若葉台(2)	182	緑ケ丘(1)	236	兼山(9)
35	広見東(6)	87	下恵土(9)	136	若葉台(3)	183	緑ケ丘(2)	239	桂ケ丘(1)
36	広見東(7)	88	下恵土(10)	138	愛岐ケ丘(1)	184	緑ケ丘(3)	240	桂ケ丘(2)
37	広見東(8)	89	下恵土(11)	139	愛岐ケ丘(2)	186	羽崎(1)	243	広眺ケ丘(1)
38	広見東(9)	90	下恵土(12)	140	愛岐ケ丘(3)	187	羽崎(2)	244	広眺ケ丘(2)
43	広見(1)	92	土田(1)	141	塩・坂戸(1)	188	羽崎(3)	245	広眺ケ丘(3)
44	広見(2)	93	土田(2)	142	塩・坂戸(2)	189	羽崎(4)	246	広眺ケ丘(4)
45	広見(3)	94	土田(4)	143	塩・坂戸(3)	191	羽生ケ丘(1)		
46	広見(4)	95	土田(5)	144	塩・坂戸(4)	192	羽生ケ丘(2)	3130	虹ケ丘(3)
47	広見(5)	96	土田(6)	145	塩・坂戸(5)	194	二野	3151	矢戸(5)
48	広見(7)	97	土田(7)	147	矢戸(1)	196	大森(1)		

※3130、3151 のみデジタル

(3)戸別受信機(屋内受信設備)

管理 番号	設置場所	管理 番号	設置場所	管理 番号	設置場所	管理 番号	設置場所
1	市役所防災安全課	16	西可児中学校	31	かたびら第2幼稚園	46	桜ケ丘連絡所
2	東明小学校	17	瀬田幼稚園	32	ひろみ保育園	47	CATV可児告知放送用
3	旭小学校	18	久々利保育園	33	すみれ楽園	48	市役所庁内放送用
4	桜ケ丘小学校	19	めぐみ保育園	34	久々利連絡所	49	消防車庫(第3分団第3部)
5	広見小学校	20	土田保育園	35	広見東連絡所	50	可児工業団地組合
6	今渡北小学校	21	農業大学校	36	広見連絡所	51	可茂消防本部通信司令室
7	今渡南小学校	22	可児高等学校	37	中恵土連絡所	52	兼山連絡所
8	土田小学校	23	可児工業高等学校	38	川合連絡所	53	兼山小学校
9	春里小学校	24	大栄幼稚園	39	今渡連絡所	54	共和中学校
10	帷子小学校	25	ひめ幼稚園	40	下恵土連絡所	55	兼山地区センター
11	南帷子小学校	26	桜ケ丘幼稚園	41	土田連絡所	56	大平公民館
12	蘇南中学校	27	今渡幼稚園	42	帷子連絡所	57	大萱公民館
13	中部中学校	28	かわい幼稚園	43	春里連絡所	58	茗荷公民館
14	広陵中学校	29	トキワ幼稚園	44	姫治連絡所	59	室原公民館
15	東可児中学校	30	かたびら幼稚園	45	平牧連絡所	60	水道部庁舎

計 60 台

(4)地区遠隔装置

管理 番号	設置場所	管理 番号	設置場所	管理 番号	設置場所	管理 番号	設置場所
2	川合連絡所	11	広見東連絡所	22	今渡南小学校	31	西可児中学校
3	下恵土連絡所	13	中恵土連絡所	23	土田小学校	32	愛岐ケ丘集会所
4	土田連絡所	14	広見連絡所	24	春里小学校	33	長坂集会所
5	帷子連絡所	15	今渡連絡所	25	帷子小学校	34	広眺ケ丘第1集会所
6	春里連絡所	17	東明小学校	26	南帷子小学校	35	鳩吹台集会所
7	姫治連絡所	18	旭小学校	27	中部中学校	37	兼山連絡所
8	平牧連絡所	19	桜ケ丘小学校	28	蘇南中学校	38	兼山小学校
9	桜ケ丘連絡所	20	広見小学校	29	広陵中学校	39	共和中学校
10	久々利連絡所	21	今渡北小学校	30	東可児中学校		

計 35 台

2 移動系無線(アナログ)

(1)周波数 466.95MHz 1波 送信出力 10W

呼出名称	配置場所	備考	呼出名称	配置場所	備考
ぎょうせいかに	市役所(無線室、防災安全課)	基地局	かに6	公用車 (マイクロバス)	車載型
かに 1	公用車 (防災安全課)	車載型	かに8	公用車 (共用車No.37)	車載型
かに2	公用車 (福祉支援課)	車載型	かに 9	公用車(共用車No.2)	車載型
かに3	公用車(共用車No.9)	車載型	かに10	公用車(共用車No.28)	車載型
かに4	公用車 (共用車No.8)	車載型	かに11	公用車(管理用地課)	車載型
かに5	公用車(管理用地課)	車載型	かに12	公用車(税務課)	車載型

呼出名称	配置場所	備考	呼出名称	配置場所	備考
かに13	公用車 (教育総務課)	車載型	かに本部116	大萱公民館 (久々利)	携帯型
かに14	公用車(共用車No.23)	車載型	かに本部117	大平公民館 (久々利)	携帯型
かに15	公用車 (都市整備課)	車載型	かに本部118	給食センター	携帯型
かに16	公用車 (産業振興課)	車載型	かに本部119	市役所(教育総務課)	携帯型
かに17	公用車(共用車No.1)	車載型	かに第1分団第1部1	消防車(第1分団第1部)	車載型
かに19	公用車(共用車№.30)	車載型	かに第1分団第2部1	消防車(第1分団第2部)	車載型
かに今渡1	今渡連絡所	半固定型	かに第1分団第4部1	消防車(第1分団第4部)	車載型
かに川合 1	川合連絡所	半固定型	かに第2分団第1部1	消防車(第2分団第1部)	車載型
かに下恵土1	下恵土連絡所	半固定型	かに第2分団第2部1	消防車(第2分団第2部)	車載型
かに土田 1	土田連絡所	半固定型	かに第2分団第3部1	消防車(第2分団第3部)	車載型
かに帷子 1	帷子連絡所	半固定型	かに第2分団第4部1	消防車庫(第4分団第4部)	車載型
かに春里 1	春里連絡所	半固定型	かに第3分団第1部1	消防車(第3分団第1部)	車載型
かに姫治 1	姫治連絡所	半固定型	かに第3分団第2部1	消防車(第3分団第2部)	車載型
かに平牧 1	平牧連絡所	半固定型	かに第3分団第3部1	消防車(第3分団第3部)	車載型
かに桜ケ丘 1	桜ケ丘連絡所	半固定型	かに第3分団第4部1	消防車(第3分団第4部)	車載型
かに久々利1	久々利連絡所	半固定型	かに第4分団第1部1	消防車(第4分団第1部)	車載型
かに広見東 1	広見東連絡所	半固定型	かに第4分団第2部1	消防車(第4分団第2部)	車載型
かに広見 1	広見連絡所	半固定型	かに第4分団第3部1	消防車(第4分団第3部)	車載型
かに中恵土1	中恵土連絡所	半固定型	かに第4分団第4部2	消防車(第2分団第4部)	車載型
かに兼山 1	兼山連絡所	半固定型	かに海洋センター 1	海洋センター	半固定型
かに本部101	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部102	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部103	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部104	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部105	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部106	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部107	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部108	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部109	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部110	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部111	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部112	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部113	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部114	市役所(無線室)	携帯型			
かに本部115	丸山公民館(久々利)	携帯型			

計 68 台

3 移動系無線局 (デジタル)

(1)MCA無線機

呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所
災対本部 1	市役所(防災安全課)	広見小	広見小学校	防災 5	市役所(地域協働課)
災対本部2	市役所(防災安全課)	兼山小	兼山小学校	防災 6	市役所(防災安全課)
災対本部3	市役所(防災安全課)	蘇南中	蘇南中学校	防災 7	市役所(防災安全課)
土木班 1	市役所(土木課)	西可児中	西可児中学校	防災8	市役所(防災安全課)
土木班 2	市役所(土木課)	広陵中	広陵中学校	南消防署	南消防署
土木班3	市役所(土木課)	中部中	中部中学校	消防団長	市役所(防災安全課)
今渡	今渡地区センター	東可児中	東可児中学校	消防指導員	消防団指導員
川合	川合地区センター	可児警察署	可児警察署(警備課)	第1分団長	消防団第1分団長
下恵土	下恵土地区センター	水道庁舎 1	水道庁舎	第1分団1	消防車庫(第1分団第1部)
土田	土田地区センター	水道庁舎2	子育て支援施設マーノ	第 1 分団 2	消防車庫(第1分団第2部)
帷子	帷子地区センター	可児高校	可児高等学校	第 1 分団 3	消防車庫(第1分団第3部)
春里	春里地区センター	可児工業高	可児工業高等学校	第1分団4	消防車庫(第1分団第4部)
姫治	姫治地区センター	帝京可児高	帝京大学可児高等学校	第2分団長	消防団第2分団長
平牧	平牧地区センター	名城大学	岐阜医療科学大学	第2分団1	消防車庫(第2分団第1部)
桜ケ丘	桜ケ丘地区センター	福祉センタ	福祉センター	第2分団2	消防車庫(第2分団第2部)
久々利	久々利地区センター	可児川苑	可児川苑	第2分団3	消防車庫(第2分団第3部)
広見東	広見東地区センター	福寿苑	福寿苑	第2分団4	消防車庫(第2分団第4部)
広見	広見地区センター	やすらぎ館	やすらぎ館	第3分団長	消防団第3分団長
中恵土	中恵土地区センター	兼山保育園	兼山保育園	第3分団1	消防車庫(第3分団第1部)
兼山	兼山地区センター	海洋センタ	海洋センター	第3分団2	消防車庫(第3分団第2部)
今渡北小	今渡北小学校	Lポート	Lポート可児	第3分団3	消防車庫(第3分団第3部)
今渡南小	今渡南小学校	わくわく	わくわく体験館	第3分団4	消防車庫(第3分団第4部)
土田小	土田小学校	共和中	共和中学校	第4分団長	消防団第4分団長
帷子小	帷子小学校	стк	ケーブルテレビ可児	第4分団1	消防車庫(第4分団第1部)
南帷子小	南帷子小学校	FMSS	FMラインウェーブ	第4分団2	消防車庫(第4分団第2部)
春里小	春里小学校	防災 1	市役所(防災安全課)	第4分団3	消防車庫(第4分団第3部)
旭小	旭小学校	防災 2	市役所(防災安全課)	第4分団4	消防車庫(第4分団第4部)
桜ケ丘小	桜ケ丘小学校	防災 3	市役所(防災安全課)		
東明小	東明小学校	防災 4	市役所(防災安全課)		

計 85 台

○防災相互通信用無線局一覧 (県・近隣市町村・関係機関等抜粋)

免許人名	事業所名	呼出名称	局種	周波数 (MHz)
岐阜県	防災課	ぎふけんぼうたい 17	陸上移動局	158. 35
岐阜県	可茂県事務所	ぎふけんぼうたい 11	陸上移動局	158. 35
岐阜県	可茂土木事務所	ぎふけんぼうたい 12	陸上移動局	158. 35
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい	基地局	466. 775
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい	基地局	158. 35
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい101	陸上移動局	466. 775
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい102	陸上移動局	158. 35
御嵩町	御嵩町役場	みたけぼうたい	基地局	466. 775
御嵩町	御嵩町役場	みたけぼうたい	基地局	158. 35
御嵩町	御嵩町役場	みたけ 1	陸上移動局	466. 775
坂祝町	坂祝町役場	さかほぎぼうたい	基地局	158. 35
坂祝町	坂祝町役場	さかほぎぼうたい	基地局	466. 775
富加町	富加町役場	とみかぼうたい	陸上移動局	158. 35
富加町	富加町役場	とみか 101	陸上移動局	466. 775
川辺町	川辺町役場	かわべぼうたい	基地局	158. 35
川辺町	川辺町役場	かわべぼうたい	基地局	466. 775
八百津町	八百津町役場	やおつぼうたい	基地局	466. 775
八百津町	八百津町役場	やおつぼうたい	基地局	158. 35
八百津町	八百津町役場	やおつ 1	陸上移動局	466. 775
七宗町	七宗町役場	ひちそうぼうたい	基地局	158. 35
七宗町	七宗町役場	ひちそうぼうたい	基地局	466. 775
白川町	白川町役場	しらかわぼうたい 1	陸上移動局	466. 775
白川町	白川町役場	しらかわぼうたい 2	陸上移動局	158. 35
東白川村	東白川村役場	しらかわぼうたい 1	陸上移動局	466. 775
可茂消防事務組合	消防本部	かもしょうぼう	基地局	158. 35
可茂消防事務組合	南消防署	かもみなみ 1	陸上移動局	158. 35
可茂消防事務組合	西可児分署	かもにしかに 1	陸上移動局	158. 35
可茂消防事務組合	東可児分遣所	かもひがしかに 1	陸上移動局	158. 35
警察庁	可児警察署	ぎふけい 979	陸上移動局	158. 35
関西電力 (株)	今渡発電所	カンデンイマワタリ 76	陸上移動局	158. 35

○防災へリコプター緊急離着陸場一覧

施設名	所 在 地	地 積(m) × (m)	電話	座標
今渡南小学校	下恵土3343-7	95 × 130	62-1366	E137° 02′ 49″ N 35° 25′ 53″
今渡北小学校	今渡1680	120 × 120	63-1500	E137° 02′ 43″ N 35° 26′ 01″
蘇南中学校	今渡112	110×120	62-1010	E137° 01′ 59″ N 35° 25′ 49″
土田小学校	土田4226-1	60×120	25-2652	E137° 00′ 43″ N 35° 25′ 35″
広陵中学校	東帷子593	110 × 220	65-7991	E137° 00′ 37″ N 35° 24′ 29″
帷子小学校	東帷子1047	110×110	65-4802	E137° 00′ 20″ N 35° 24′ 05″
西可児中学校	若葉台7-1	130 × 180	65-6835	E137° 01′ 10″ N 35° 24′ 25″
南帷子小学校	東帷子2231	130 × 150	65-4181	E137° 00′ 43″ N 35° 23′ 22″
春里小学校	塩642-1	110×120	65-2063	E137° 01′ 29″ N 35° 24′ 26″
可児市運動公園	坂戸987-4	120 × 120	62-8603	E137° 02′ 21″ N 35° 24′ 42″
旭小学校	大森2078-3	80 × 150	62-0302	E137° 04′ 05″ N 35° 23′ 53″
東可児中学校	皐ケ丘4-71	90×190	64-2700	E137° 06′ 34″ N 35° 23′ 04″
桜ケ丘小学校	桜ケ丘5-55-2	120 × 130	64-0700	E137° 06′ 50″ N 35° 35′ 22″
東明小学校	久々利1945	140 × 180	64-1128	E137° 05′ 39″ N 35° 24′ 31″
中部中学校	広見1086	120 × 120	62-1161	E137° 04′ 17″ N 35° 35′ 25″
広見小学校	広見71-1	80×160	62-1551	E137° 04′ 03″ N 35° 25′ 27″
広見市民グラウンド	石井227-2	90×140	62-8603	E137° 04′ 21″ N 35° 25′ 31″
可児工業高等学校	中恵土2358-1	100×140	62-1185	E137° 03′ 38″ N 35° 25′ 55″
ふれあいパーク緑の丘	羽崎1269-38	220 × 171	62-1111	E137° 05′ 49″ N 35° 24′ 52″
東建塩河カントリー倶楽部	塩河846−1	55 × 45	65-9111	E137° 02′ 38″ N 35° 22′ 08″
兼山小学校	兼山1444-1	90 × 155	59-2211	E137° 05′ 45″ N 35° 27′ 11″
坊主山市民グラウンド	兼山1400-1	100 × 90	62-8603	E137° 06′ 07″ N 35° 27′ 31″
兼山ふれあい広場	兼山702-1	80 × 50	62-1111	E137° 05′ 35″ N 35° 27′ 30″

〇災害時優先電話設置場所一覧

場所	備考	場所	備考
市役所		南帷子小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
水道部庁舎		春里小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
今渡地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	旭小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
川合地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	桜ケ丘小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
下恵土地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	東明小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
土田地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	広見小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
帷子地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	兼山小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
春里地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	蘇南中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
姫治地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	西可児中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
平牧地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	広陵中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
桜ケ丘地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	東可児中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
久々利地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	中部中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
広見地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	福祉センター	指定避難所 指定緊急避難場所
広見東地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	可児川苑	指定避難所 指定緊急避難場所
中恵土地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	福寿苑	指定避難所 指定緊急避難場所
兼山地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	兼山やすらぎ館	指定避難所 指定緊急避難場所
瀬田幼稚園		海洋センター	指定避難所 指定緊急避難場所
めぐみ保育園		わくわく体験館	指定避難所 指定緊急避難場所
土田保育園		Lポート可児	指定避難所 指定緊急避難場所
久々利保育園		図書館	
兼山保育園	指定避難所 指定緊急避難場所	学校給食センター	
今渡北小学校	指定避難所 指定緊急避難場所	文化創造センター	
今渡南小学校	指定避難所 指定緊急避難場所		
土田小学校	指定避難所 指定緊急避難場所		
帷子小学校	指定避難所 指定緊急避難場所		

○特設公衆電話(モジュラージャック)設置場所一覧

場所	設置場所	場所	設置場所
総合会館	1 階東側階段下	南帷子小学校	渡り廊下
今渡地区センター	事務所前	春里小学校	渡り廊下
川合地区センター	事務所前	旭小学校	渡り廊下入口付近
下恵土地区センター	1階倉庫前	桜ケ丘小学校	職員室前
土田地区センター	玄関付近	東明小学校	体育館入口付近
帷子地区センター	会議室前	広見小学校	保健室前
春里地区センター	玄関ホール内	兼山小学校	職員室前
姫治地区センター	事務所前	蘇南中学校	体育館入口
平牧地区センター	事務所前	西可児中学校	体育館出入口
桜ケ丘地区センター	事務所前	広陵中学校	職員室前
久々利地区センター	玄関ホール内	東可児中学校	渡り廊下入口付近
広見地区センター	1階公衆電話付近	中部中学校	玄関
広見東地区センター	玄関ホール内	福祉センター	事務室内、出入口付近の 天井
中恵土地区センター	ホール前講習電話付近	可児川苑	1階ボイラー室前
兼山地区センター	事務所前	福寿苑	事務所前
兼山保育園	正面玄関	兼山やすらぎ館	玄関
今渡北小学校	玄関付近	海洋センター	事務室内
今渡南小学校	体育館入口付近	わくわく体験館	正面玄関付近
土田小学校	職員室前	Lポート可児	事務所前
帷子小学校	体育館内		

○物資及び人員の拠点施設一覧

1 物資

第 1 次物流(集積配分)拠点	第 2 次物流(集積配分)拠点
	可児工業団地(姫ケ丘 2-8) Tel 62-6251
道の駅可児ッテ(柿田 416-1) № 161-3780	福祉センター(今渡 682-1) 1662-5329
	可児市運動公園(坂戸 987-4)Tel62-8603

2 人員

第 1 次活動拠点	第2次活動拠点
	ふれあいパーク・緑の丘(羽崎 1269-38) TeL61-3538
道の駅可児ッテ(柿田 416-1) Ta 61-3780	可児市運動公園(坂戸 987-4) Tel 62-8603
道の駅可児ッテ(柿田 416-1)	しポート可児(姫ケ丘 1−37) TEL61−0111
	かに木曽川左岸公園 (土田 2691-1)

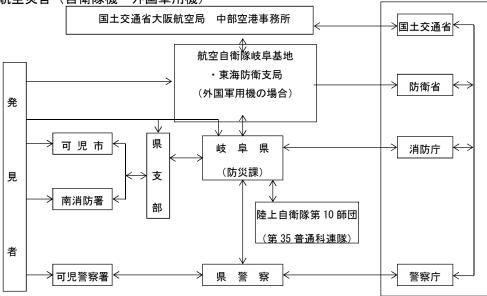
〇緊急輸送道路 (詳細は可児市緊急輸送道路防災マニュアル参照)

種別	内容
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市役所及び知事が指定する主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	第 1 次・第 2 次緊急輸送道路と地区防災拠点(14 地区センター、物資及 び人員の拠点施設)を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

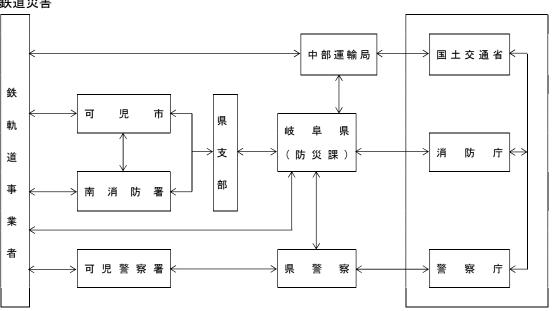
○事故災害時の情報伝達系統

航空災害 (民間航空機) 航空運送事業者 国土交通省大阪航空局 中部空港事務所 国土交通省 発 可児市 県 岐 阜 県 消防庁 (防災課) 支 見 南消防署 部 防衛省 陸上自衛隊第 10 師団 (第35普通科連隊) 者 可児警察署 県 警察 警察庁

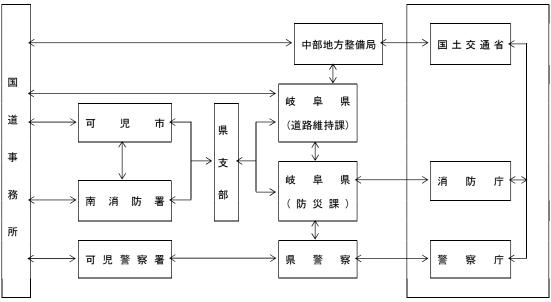
2 航空災害(自衛隊機・外国軍用機)



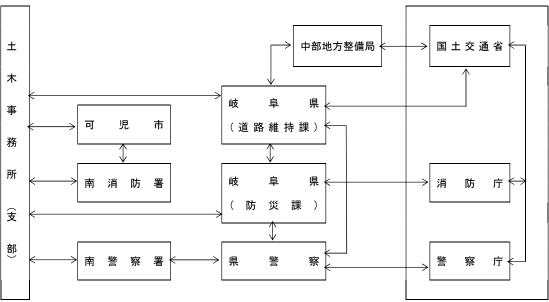
3 鉄道災害



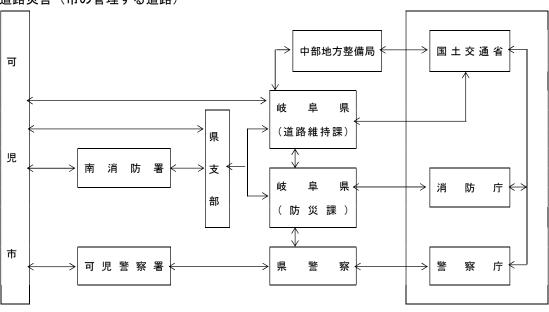
4 道路災害(国の管理する道路)



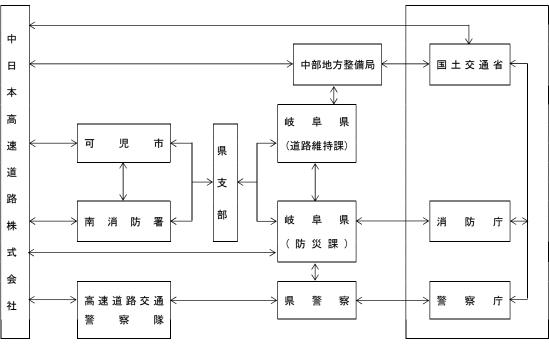
5 道路災害(県の管理する道路)



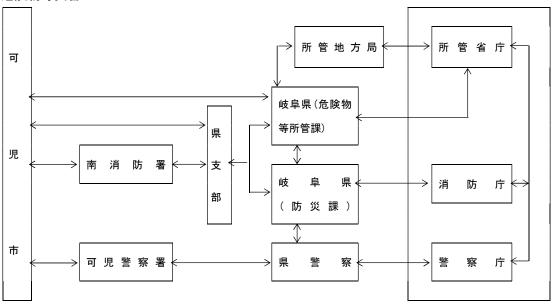
6 道路災害(市の管理する道路)



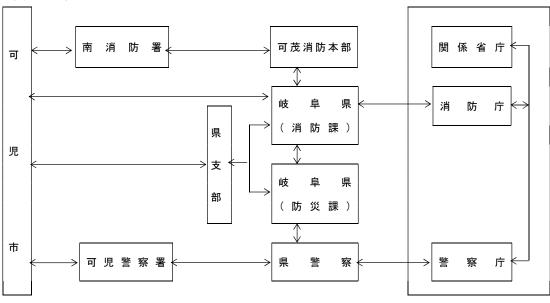
7 道路災害 (中日本高速道路株式会社の管理する道路)



8 危険物等災害



9 大規模・林野火災



[消防・水防]

〇可児市消防団組織図 (定員)

			[2	☑ 分	分団長	部 長	班長	団員	区域		
				第1部		1	4	15	広見、石井及び広眺ケ丘の区域		
			第 1	第2部	1	1	3	16	瀬田、柿田、渕之上、平貝戸及び石森の区域		
			分団	第3部	'	1	4	15	中恵土の区域		
				第4部		1	3	16	下切、今、谷迫間、みずきケ丘及び姫ケ丘の区域		
				第1部		1	4	15	今渡の区域		
団	副	指	第 2	第2部	1	1	4	15	下恵土、禅台寺及び徳野南の区域		
1	団	導	分団	第3部	I	1	3	13	川合及び川合北の区域		
長	長	員		第4部		1	4	15	土田の区域		
1	2	3		第1部		1	4	16	矢戸、長洞、室原、塩、坂戸及び美里ケ丘の区域		
			第 3	第2部	1	1	3	12	塩河及び清水ケ丘の区域		
			分団	第3部	'	1	4	15	菅刈、西帷子、緑、鳩吹台及び虹ケ丘の区域		
				第4部		1	5	15	東帷子、長坂、愛岐ケ丘、光陽台、若葉台、及び帷子新町の区域		
				第1部		1	4	15	久々利、柿下及び柿下入会の区域		
			第 4	第2部	1	1	4	15	羽崎、二野、緑ケ丘及び羽生ケ丘の区域		
	分団	分団	第3部	ı	1	5	14	大森、大森台、松伏、星見台、桜ケ丘、皐ケ丘及び桂ケ丘の区域			
			第4部		1	4	18	兼山の区域			
			女性	消防分団		-	1	14	可児市全域		

〇自衛消防隊一覧

地区	名称	小型動力ポンプ	地区	名称	小型動力ポンプ
川合	川合自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1		下切下自衛消防隊	可ポ 2
下恵土	徳野自衛消防隊	可ポ 1	姫治	山寺自衛消防隊	可ポ 1
土田	井之鼻自衛消防隊	可ポ 1	州 河	青木自衛消防隊	可ポ 1
 	渡自衛消防隊	可ポ 1		今自衛消防隊	積可ポ 2
	中切自衛消防隊	可ポ 1	平牧	羽崎二野自衛消防隊	積可ポ 1
	古瀬自衛消防隊	可ポ 1	十权	大森自衛消防隊	積可ポ 2
	美濃田自衛消防隊	可ポ 1		元久々利自衛消防隊	可ポ 1
帷子	菅刈自衛消防隊	可ポ 1		柿下自衛消防隊	可ポ 1
	石原自衛消防隊	可ポ 1	<i>1</i> . 15. ±1.	北部自衛消防隊	可ポ 1
	茗荷自衛消防隊	可ポ 1	久々利	丸山自衛消防隊	可ポ 1
	鳩吹台自衛消防隊	可ポ 1		大萱自衛消防隊	積可ポ 1
	塩自衛消防隊	可ポ 1		大平自衛消防隊	可ポ 1
	坂戸自衛消防隊	可ポ 1	广日 市	瀬田自衛消防隊	可ポ 2
春里	塩河自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1	広見東	柿田自衛消防隊	可ポ 1
	室原自衛消防隊	可ポ 1	兼山	兼山自衛消防隊	可ポ 2
	長洞自衛消防隊	可ポ 1			

※積可ポ:積載可搬ポンプ(車両)、可ポ:可搬ポンプ

計 32 組織

○危険物施設の状況

製			貯	礻	或	所			取	扱	所	
製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	小計	合計
1	74	44	10	42	0	23	3	196	52 (25)	56	108	304

[※]給油取扱所の()内は、自家用給油取扱所の数。ただし、給油取扱所の数は、自家用給油取扱所の数を含む。

〇危険物大規模貯蔵施設一覧

事 業 所	所 在 地	品 名	容量×数量(kl×基)
大王製紙(株)岐阜事業所	可児市土田500	第三石油類(重油)	680 × 2

〇防災ため池一覧

水系	河川名	地区名	所在地	管 理 者	堤高(m)	堤長(m)	堤体積 (m³)
木曽川	可児川	柿下	柿下	可児川防災等ため池組合	12. 66	161.0	83, 600
木曽川	可児川	小淵	久々利	可児川防災等ため池組合	20. 46	53. 0	13, 600
木曽川	可児川	桜	大森	可児川防災等ため池組合	14. 60	185. 30	18, 600

○重要樋管一覧

河川名	所 在 地	種類	構造	管 理 者
木曽川	土田	土田樋管	1.5×1.5×1	可児市
木曽川	土田	下田樋管	3. 0 × 3. 0 × 1	可児市
木曽川	土田	下田第2樋管	2. 5 × 2. 3 × 1	可児市
可児川	広見	広見4丁目樋管	1.5×1.5×1	可児市
可児川	平貝戸	明智大排水樋管	3. 0 × 1. 7 × 2	可児市

〇雨量計・水位計・危機管理型水位計・監視カメラ設置場所一覧

1 雨量計

名 称	設置場所	管理者	名 称	設置場所	管理者
市役所	市役所	可児市	室原	室原公民館	可児市
久々利	久々利地区センター	可児市	塩河	大畑公民館	可児市
広見東	広見東地区センター	可児市	大森	大森新田交差点付近	可児市
今渡	今渡地区センター	可児市	下切	姫治地区センター付近	可児市
土田	土田中町交差点付近	可児市	皐ケ丘	桜ケ丘地区センター付近	可児市
西帷子	茗荷公民館	可児市	兼山	魚屋町公民館付近	可児市

2 水位計

名 称	観測河川名	設置場所	管理者
広見	久々利川	姫橋付近	可児市
土田	可児川	二の井大橋付近	可児市
門前橋	可児川	門前橋付近	岐阜県
広見	可児川	蛍橋付近	岐阜県
土田	可児川	今春橋付近	岐阜県
今渡	木曽川	太田橋付近	国

3 危機管理型水位計

名称	観測河川名	設置場所	管理者
瀬田川 小豆田	瀬田川	瀬田 196 付近	岐阜県
久々利川 久々利	久々利川	久々利 2 号橋付近	岐阜県
中郷川 二野・羽崎	中郷川	羽崎橋付近	岐阜県
大森川 大森新田	大森川	新田公民館南側付近	岐阜県
横市川 塩河公園口	横市川	塩河 1413 付近	岐阜県
矢戸川 春里	矢戸川	下寺田橋付近	岐阜県
姫川大薮町八反田	姫川	多治見市姫町 4 丁目 155 付近	岐阜県
可児川 新可児大橋	可児川	新可児大橋付近	岐阜県

4 監視カメラ

監視地点	管理者	監視地点	管理者
可児川(中恵土・名鉄広見線鉄橋)	可児市	久々利川(久々利・下流右岸)	岐阜県
可児川(広見・さつき大橋)	可児市	矢戸川(矢戸・左岸)	岐阜県(簡易)
可児川(下恵土・JR太多線鉄橋)	可児市	可児川(御嵩町中・門前橋)	岐阜県
可児川(広見・鳥屋場橋)	可児市	可児川(御嵩町顔戸・顔戸橋)	岐阜県(簡易)
可児川(塩・二の井大橋)	可児市	可児川(広見・蛍橋)	岐阜県
可児川(土田・はね橋)	可児市	可児川(広見・新可児大橋)	岐阜県(簡易)
久々利川(下切・姫橋)	可児市	可児川(土田・戸走橋)	岐阜県
市道 27 号線(大森・大森新田交差点)	可児市	木曽川(兼山・兼山ダム)	国
市道 50 号線(土田・名鉄アンダーパス)	可児市	木曽川(今渡・太田橋)	国
県道84号線(下恵土・JRアンダーパス)	可児市	国道 21 号(柿田・柿田交差点)	国

[災害危険箇所]

〇山腹崩壊危険地区一覧

令和5年4月1日時点(県森林保全課より)

危険地区		位置		保全対象		在 吟曲	面積
番号	大字	字	人家	公共施設	道路	危険度	(ha)
214 001	東帷子	斉戸洞	6	0	ı	С	3
214 002	東帷子	二竹	17	0	県	В	7
214 003	柿田	東屋敷	45	0	県	В	4
214 005	瀬田	綾ヶ根	18	0	1	В	2
214 005	久々利	日面	63	0	県	В	3
214 006	久々利	北西	19	0	1	В	3
214 007	久々利、瀬田	大岩、北西、島前、栃長、芦洞、奥山	3	0	県	В	27
214 008	今	池下	1	0	ı	С	5
214 009	瀬田	島田	2	0	県	С	2
214 010	菅刈	田畑	26	0	1	В	3
214 011	菅刈	小鉢屋	2	0	市	С	2
214 502	東帷子	荒神堂	0	0	市	С	9
214 503	兼山	宮町	94	0	県	Α	5
214 505	東帷子	竹ノ腰	4	0	県	С	2
523 001	兼山	庚申塚	66	0	県	Α	6
523 002	兼山	西山	32	0	県	Α	1
523 003	兼山	古城山	32	4	県	Α	1
523 004	兼山	古城山	17	0	県	Α	3
523 005	兼山	古城山	58	0	県	Α	8

計 19 箇所

〇崩壊土砂流出危険地区一覧

令和5年4月1日時点(県森林保全課より)

危険地区		位置		保全対象		在吟曲	面積
番号	大字	字	人家	公共施設	道路	危険度	(ha)
214 001	東野	東野	12	0	_	Α	0. 53
214 003	弁八	弁八	13	0	ı	В	1. 16
214 004	三本松	三本松	0	0	市	C	0. 46
214 005	滝ヶ洞	滝ヶ洞	4	0	_	С	0. 48
214 006	三ノ股	三ノ股	0	0	県	С	0.80
214 015	久々利、久々利柿下入会	奥磯山、根竈	7	0	市	С	0. 19
214 023	久々利	小萱、アンゴ洞、サバカ谷	2	0	市	С	0. 04
214 036	長洞	観音洞、仲屋敷、切山	4	0	市	С	0. 15
214 041	兼山	東山、古城山	46	1	市	В	0. 49
214 042	兼山、伏見	古城山、山田洞、常盤町、鬢張山、盛住町	26	2	県	В	0. 62
214 043	兼山、伏見	西山、庚申塚、高根、荒神洞	19	2	県	В	0. 49
214 045	兼山	古城山	5	0	市	С	0. 03
523 001	兼山	古城山	0	0	市	С	0.06

計 13 箇所

○地すべり危険地区一覧

令和5年4月1日時点(県森林保全課より)

該当なし

計0箇所

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

令和5年4月1日時点(県森林保全課より)

区世夕折	ᇎᄼ		面積	(ha)		指定又は	ID
区域名称	所在地	急傾斜地	誘発助長区域	指定区域	被害想定区域	変更日	עו
八反田	下切	1.06	0	1. 43	0. 66	\$53. 3. 31	10000434
竹ノ腰	竹ノ腰	1. 27	0	1. 27	0	S55. 3. 21	10000436
丁字ヶ洞	丁字ヶ洞	1. 52	0	2. 06	0	S55. 3. 21	10000435
門田	西帷子	3. 14	0	3. 96	0	S55. 12. 5	10000429
塀後海道	室原字堀後海道	2. 16	0	2. 5	0	S55. 12. 5	10000430
綾ヶ根	瀬田字綾ヶ根	0. 9	0	1.6	0	S59. 2. 13	10000437
西田	東帷子字西田	0. 32	0	0. 49	0	H1. 3. 24	10000438
中岩(1)	久々利	0. 62	0	0. 99	0	H2. 3. 27	10000440
中岩(3)	久々利字天神洞	1. 38	0	2. 06	0	H2. 3. 27	10000442
中岩(2)	久々利	0. 45	0	0.6	0	H2. 3. 27	10000441
四番地	羽崎字大洞	0. 78	0	1. 27	0	H8. 4. 26	10000443
前田(1)	東帷子	0. 6	0	0. 99	0	H9. 11. 11	10000444
日面	久々利字日面	1. 63	0	1. 63	1. 11	H11. 4. 6	10000433
伊洞	菅刈字伊洞	4. 59	0	4. 59	0	H11. 8. 17	10000439
三番地	羽崎	1. 31	0	2. 58	2. 58	H12. 4. 14	10000432
宮前	室原	0. 09	0	0. 22	0. 22	H12. 12. 5	10000431
田畑	菅刈田字田畑	1. 31	2. 67	2. 67	1. 91	H14. 8. 30	10002104
丸山	塩河京田	0. 63	0	0. 63	0. 71	H15. 5. 30	10203073
高田	柿下、久々利	0. 5	0	0. 76	0. 77	H17. 3. 22	10002121
五反田	大字東帷子字二竹 字五反田 字登立洞	0. 37	0	0. 56	0. 75	H19. 8. 31	10000958
古瀬	大字東帷子字吉養寺 字堂ノ下洞	0. 44	0	0. 83	0. 96	H19. 8. 31	10000957
盛住	兼山	1. 03	0	1. 71	1. 71	H24. 12. 18	10002145
古城山	兼山字古城山	0. 39	0	0. 54	0. 43	H25. 12. 27	10002165
前田南	東帷子	0. 23	0	0. 65	0. 73	H29. 2. 10	10203045

計 24 箇所

〇土砂災害警戒区域一覧

令和3年9月24日時点(県砂防課より)

		箇所番号 箇所名	告示年月日		告示番号		
所在地	自然災害の種類	(渓流番号)	固別石 (渓流名)	土砂災害	土砂災害	土砂災害	土砂災害
今字北屋敷	急傾斜地の崩壊	11084001	北屋敷	警戒区域 H24.12.28	特別警戒区域 H24. 12. 28	警戒区域 岐阜県告示第618号	特別警戒区域 岐阜県告示第620号
大森字竹之腰	急傾斜地の崩壊	11084101	竹の腰 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字竹之腰	急傾斜地の崩壊	11084101	竹の腰3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字岩端	急傾斜地の崩壊	11084201	岩端	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	
大森字山崎	急傾斜地の崩壊	11084201	山崎	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
							岐阜県告示第620号
大森字山崎	急傾斜地の崩壊	11084401	小反面	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字鳩討	急傾斜地の崩壊	110845	吹ヶ洞	H26. 03. 07	H26. 03. 07	岐阜県告示第98号	岐阜県告示第99号
大森字辻洞	急傾斜地の崩壊	11084601	辻洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字藤藪	急傾斜地の崩壊	11084701	新田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字山本	急傾斜地の崩壊	212532	中組	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字砂ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212542	大森	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字砂ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212543	大森2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字砂ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312574	吹ヶ洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字瀧沢	急傾斜地の崩壊	312575	辻洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字辻洞	土石流	G39013K	辻洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字奥山	土石流	G39015K	新田奥山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字宮町	土石流	G39017K	オオガ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
大森字杉本	土石流	G39018K	杉本下	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第618号	-
大森字竹之腰	土石流	G39322K	釜ヶ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
大森字辻洞	土石流	G39327K	辻洞上	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
大森字奥山	土石流	G39328K	平林奥山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
大森字奥山	土石流	G39605K	新田奥山上	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
大森字山本	土石流	G39606K	山本	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
柿下字岩下	急傾斜地の崩壊	11085001	岩下 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
柿下字岩下	急傾斜地の崩壊	11085002	岩下2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字高田	急傾斜地の崩壊	11085601	高田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字高田	急傾斜地の崩壊	11085801	柿下山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字岩下	急傾斜地の崩壊	212545	柿下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字中野	急傾斜地の崩壊	212546	柿下2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字中野	急傾斜地の崩壊	312579	柿下3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字傳二山	急傾斜地の崩壊	312589	柿下4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字傳二山	土石流	G39318K	傳二山	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
柿下字明堂	土石流	G39320K	明堂下	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
柿下字西ヶ洞	土石流	G39321K	西ヶ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿下字明堂	土石流	G39604K	明堂上	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
柿田字杉ヶ洞	急傾斜地の崩壊	114514	柿田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿田字杉ヶ洞	急傾斜地の崩壊	114528	柿田3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
L	1		1				

柿田字杉ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312562	柿田4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿田字東屋敷	土石流	G39001K		H24. 12. 28	1124. 12. 20	岐阜県告示第618号	以平示口小第 020 万
柿田字神崎	土石流	G39001K	神崎東	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	_
兼山字古城山	急傾斜地の崩壊	111037	洞	H26. 07. 15	H26, 07, 15	岐阜県告示第 484 号	 岐阜県告示第 486 号
兼山字常盤町	急傾斜地の崩壊	11103801	常盤	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
兼山字盛住町	急傾斜地の崩壊	11103901	盛住	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
兼山字浅間平	急傾斜地の崩壊	11104001	浅間平	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
兼山字宮町	急傾斜地の崩壊	11104101	宮町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字殿町	急傾斜地の崩壊	111784	古城山	H29. 07. 07	H29. 07. 07	岐阜県告示第 361 号	岐阜県告示第 363 号
兼山字古城山	急傾斜地の崩壊	11178501	古城山 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字山田洞	急傾斜地の崩壊	11464001	城山団地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字秋葉平	急傾斜地の崩壊	11464101	秋葉台	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字汁ヶ谷	急傾斜地の崩壊	21285701	秋葉台 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字古城山	土石流	G47321K	比衣大洞	H26. 07. 15	H26. 07. 15	岐阜県告示第 484 号	岐阜県告示第 486 号
兼山字東山	土石流	G48001K	弥八	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
兼山字殿町	土石流	G48002K	杉ヶ洞谷	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
	土石流	G48003K	山田川	H24. 12. 28	H24. 12. 28	 岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
兼山字宮町	土石流	G48004K	西山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	 岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
	土石流	G48005K	貴船川	H24. 12. 28	-	岐阜県告示第 618 号	-
兼山字浅間平	土石流	G48006K	庚申塚	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字徳沢	土石流	G48601K	徳澤	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字日面	急傾斜地の崩壊	11084801	丸山2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字薬師洞	急傾斜地の崩壊	11084901	丸山 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字岩屋	急傾斜地の崩壊	11085201	中岩 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字岩屋	急傾斜地の崩壊	11085301	中岩	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字島前	急傾斜地の崩壊	11085401	島前	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字栃長	急傾斜地の崩壊	11085501	朽長	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字薬師洞	急傾斜地の崩壊	11452601	北町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字北西	急傾斜地の崩壊	212535	我田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字角田	急傾斜地の崩壊	212536	酒井	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字島前	急傾斜地の崩壊	212537	我田2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字栃長	急傾斜地の崩壊	212538	我田3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字柿ノ木	急傾斜地の崩壊	212539	我田4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字塚田	急傾斜地の崩壊	212540	平柴	H26. 03. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第 277 号	岐阜県告示第 299 号
久々利字北洞	急傾斜地の崩壊	212541	平柴2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字岩崎	急傾斜地の崩壊	212547	北ノ町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字松坪	急傾斜地の崩壊	212548	丸山6	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字向田	急傾斜地の崩壊	212549	丸山4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字安後	急傾斜地の崩壊	212550	丸山3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212551	小萱	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212552	小萱 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212553	小萱 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号

5 , 7 ,1 -1 , -1-	A 17 A 1 1 - 1 1 -	010==:	. ## -	1104 40 00	1104 40 00	1150 t = 15 * · · · =	115 m + = 11 · · · · =
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212554	小萱 5	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
久々利字大萱	急傾斜地の崩壊	212555	大萱	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212566	小萱3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
久々利字八反田	急傾斜地の崩壊	312576	南町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字松坪	急傾斜地の崩壊	312577	丸山 5	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
久々利字向山	急傾斜地の崩壊	312578	丸山7	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	312581	小萱 6	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字石洞	土石流	G39007K	石洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字宮下	土石流	G39008K	宮下	H24. 12. 28	-	岐阜県告示第 618 号	-
久々利字岩崎	土石流	G39009K	岩崎	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字薬師洞	土石流	G39010K	薬師洞西	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字薬師洞	土石流	G39011K	薬師洞東	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字奥磯山	土石流	G39012K	奥磯山西	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字島前	土石流	G39303K	島前	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
久々利字栃長	土石流	G39304K	栃長	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字北洞	土石流	G39305K	北洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字丁子洞	土石流	G39306K	丁子洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	土石流	G39307K	小萱下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	土石流	G39308K	小萱上	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字大萱	土石流	G39309K	大萱下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字大萱	土石流	G39310K	大萱上	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字奥磯山	土石流	G39314K	奥磯山東	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字三反田	土石流	G39316K	三反田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字伊勢山	土石流	G39317K	伊勢山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字北西	土石流	G39601K	北西	H24. 12. 28	-	岐阜県告示第 618 号	-
久々利字欠ノ下	土石流	G39603K	欠ノ下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利字塚田	土石流	G47318K	古屋敷東洞	H26. 07. 15	_	岐阜県告示第 484 号	-
久々利字塚田	土石流	G47319K	二本木	H26. 07. 15	_	岐阜県告示第 484 号	-
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212556	瀧ヶ洞1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212557	瀧ヶ洞4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利柿下入会字弘法東洞	急傾斜地の崩壊	212558	弘法東洞 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212559	瀧ヶ洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212560	瀧ヶ洞3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字東北洞	急傾斜地の崩壊	212565	東北洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字東北洞	急傾斜地の崩壊	212567	東北洞1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字田ノ洞	急傾斜地の崩壊	312580	田ノ洞3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字東北洞	急傾斜地の崩壊	312582	東北洞3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字弘法東洞	急傾斜地の崩壊	312583	弘法東洞 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字田ノ洞	急傾斜地の崩壊	312590	田ノ洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字田ノ洞	急傾斜地の崩壊	312591	田ノ洞1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39311K	瀧ヶ洞下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39312K	瀧ヶ洞中	H24. 12. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 299 号

5 - NHT 3 A DW . 79	1 	00001011	`#E . \'E .	110.4 10 00			
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39313K1	瀧ヶ洞上北	H24. 12. 28	-	岐阜県告示第618号	- -
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39313K2	瀧ヶ洞上南	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
久々利柿下入会字弘法西洞	土石流	G39315K	弘法西洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利柿下入会字浅間山	土石流	G39319K	浅間山	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
久々利柿下入会字牟田ヶ洞	土石流	G39602K	牟田ヶ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
坂戸字内明	急傾斜地の崩壊	312572	谷迫間 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
塩字駒返り	急傾斜地の崩壊	11453301	塩 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
塩字中根	急傾斜地の崩壊	312568	塩1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
塩字信濃街道	急傾斜地の崩壊	312569	塩3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	11083201	兼杖洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
下切字小山	急傾斜地の崩壊	11083301	兼杖洞 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
下切字井洞	急傾斜地の崩壊	11083401	井洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
下切字宮坂洞	急傾斜地の崩壊	11083501	宮坂洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
下切字八反田	急傾斜地の崩壊	11083601	八反田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	11453401	兼杖洞3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	11453501	兼杖洞4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	212531	兼丈	H27. 12. 11	H27. 12. 11	岐阜県告示第 703 号	岐阜県告示第704号
塩河字丸山	急傾斜地の崩壊	11083801	塩河丸山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
塩河字東山	土石流	G39324K	東山	H24. 12. 28	-	岐阜県告示第 618 号	-
塩河字笹藪	土石流	G39325K	笹藪	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
菅刈字伊洞	急傾斜地の崩壊	11083001	伊洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
菅刈字田畑	急傾斜地の崩壊	11083101	田畑	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
菅刈字泊洞	急傾斜地の崩壊	11451701	菅刈7	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字一ツ尾	急傾斜地の崩壊	11453101	菅刈1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
菅刈字欠ノ下	急傾斜地の崩壊	212525	菅刈2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
菅刈字欠ノ下	急傾斜地の崩壊	212526	菅刈4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
菅刈字梅洞	急傾斜地の崩壊	212527	御女坂	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字小鉢屋	急傾斜地の崩壊	212528	菅刈5	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字小鉢屋	急傾斜地の崩壊	212529	菅刈6	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字札子	急傾斜地の崩壊	312566	菅刈3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字綾ヶ根	急傾斜地の崩壊	11085701	綾ヶ根	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字島田	急傾斜地の崩壊	11451201	広眺ヶ丘2丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字東栄寺洞	急傾斜地の崩壊	11451301	しらさぎ	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字奥山	急傾斜地の崩壊	11452301	瀬田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字芦洞	急傾斜地の崩壊	11452401	瀬田 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字綾ヶ根	土石流	G39003K	神崎西	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字東栄寺洞	土石流	G39004K	東栄寺洞	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
瀬田字東栄寺洞	土石流	G39005K	しらさぎ	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
瀬田字若宮	土石流	G39006K	若宮	H24. 12. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 299 号
瀬田字綾ヶ根	土石流	G39302K	 綾ヶ根	H24. 12. 28	_	岐阜県告示第 618 号	-
土田字大脇	急傾斜地の崩壊	11451601	大脇3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	 岐阜県告示第 620 号
土田字大脇	急傾斜地の崩壊	312560	大脇 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号

	T		T	T	ı	I .	I .
土田字大脇	急傾斜地の崩壊	312564	大脇2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
土田字大脇	急傾斜地の崩壊	312565	大脇4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
長洞字前田	急傾斜地の崩壊	11081801	茗荷洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
長洞字西屋敷	急傾斜地の崩壊	11453801	長洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
長洞字東屋敷	急傾斜地の崩壊	212562	長洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
長洞字真長洞	急傾斜地の崩壊	312588	長洞3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
長洞字仲屋敷	土石流	G39326K	観音洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
西帷子字弁入	急傾斜地の崩壊	11082801	弁入	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字門田	急傾斜地の崩壊	11082901	門田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字東野	急傾斜地の崩壊	11451501	西帷子3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字一ノ木戸	急傾斜地の崩壊	11452901	石原2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
西帷子字東野	急傾斜地の崩壊	11453001	西帷子1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
西帷子字稲荷前	急傾斜地の崩壊	212523	石原3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
西帷子字山本	急傾斜地の崩壊	212524	石原 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字大下	急傾斜地の崩壊	312563	茗荷	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
西帷子字東野	急傾斜地の崩壊	312571	西帷子2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
西帷子字弁入	土石流	G39020K	弁入	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
西帷子字東野	土石流	G39021K	東野	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
羽崎字天神洞	急傾斜地の崩壊	11085101	中岩3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字中央ヶ根	急傾斜地の崩壊	11085901	一番地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
羽崎字不孝寺	急傾斜地の崩壊	11086001	不幸寺	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字山寺	急傾斜地の崩壊	11086101	三番地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字大洞	急傾斜地の崩壊	11086201	三番地 2	H24. 12. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第299号
羽崎字大洞	急傾斜地の崩壊	11086301	四番地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字中洞	急傾斜地の崩壊	11452201	中洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
羽崎字東山	急傾斜地の崩壊	212534	羽崎2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字前田	急傾斜地の崩壊	11081901	前田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字前田	急傾斜地の崩壊	11082001	前田2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字五反田	急傾斜地の崩壊	11082101	五反田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字西田	急傾斜地の崩壊	11082201	西田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字二竹	急傾斜地の崩壊	11082301	ニタ竹	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字丁字ケ洞	急傾斜地の崩壊	11082401	丁字が洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字竹ノ腰	急傾斜地の崩壊	11082501	竹の腰	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字辻明	急傾斜地の崩壊	11082601	辻明	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字野内	急傾斜地の崩壊	11082701	野内	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字坂井	急傾斜地の崩壊	11453201	東帷子1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字堂ノ下堂	急傾斜地の崩壊	11453701	古瀬	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
東帷子字大洞	急傾斜地の崩壊	212564	東帷子2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字丁字ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312584	美濃田 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字河下	急傾斜地の崩壊	312585	古瀬3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字深段洞	急傾斜地の崩壊	312586	古瀬4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字丁字ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312587	美濃田 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号

広見字岩花	急傾斜地の崩壊	11451101	山岸	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	11452001	緑が丘1丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	11452101	緑が丘5丁目2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	11452501	緑が丘3丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	212533	緑が丘5丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
室原字塀後海道	急傾斜地の崩壊	11083701	塀後海道	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
室原字宮前	急傾斜地の崩壊	11452701	宮前	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
室原字亀井	急傾斜地の崩壊	212563	室原	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
室原字塀後海道	土石流	G39019K	塀後海道	H24. 12. 28	-	岐阜県告示第 618 号	-
矢戸字下屋敷	急傾斜地の崩壊	11451801	若葉台4丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
矢戸字牛岩	急傾斜地の崩壊	212530	矢戸	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
矢戸字島田	土石流	G39323K	島田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
谷迫間字海道田	急傾斜地の崩壊	11083901	海道田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
谷迫間字海道田	急傾斜地の崩壊	11451901	谷迫間	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第620号
久々利	土石流	GKA0238019	久々利4	R03. 09. 24	R03. 09. 24	岐阜県告示第 412 号	岐阜県告示第414号

計 220 箇所

○地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧

・震度 4 以上の地震後に緊急点検を実施するため池一覧(提高 15m以上のため池)

ため池名	所在地	管理者	堤高
小渕池	久々利柿下入会地字奥磯山 3-105		20. 46

■ 震度 5 弱以上の地震後及び大雨特別警報発表後に緊急点検を実施するため池

馬乗池 北洞上ため池 芦洞下池 芦洞上池 滝ヶ洞池 新滝ヶ洞池	林田 675-5, 690-1, 693, 698 瀬田字北洞 1619-1 瀬田字三ツ股 1608-1 瀬田字芦洞 1652-1 久々利柿下入会地字滝ヶ洞 570 久々利字滝ヶ洞	柿田自治会 瀬田自治会 瀬田自治会 瀬田自治会 久々利ため池等管理組合	3. 70 9. 50 1. 70 5. 80
芦洞下池 芦洞上池 滝ヶ洞池 新滝ヶ洞池	瀬田字三ツ股 1608-1 瀬田字芦洞 1652-1 久々利柿下入会地字滝ヶ洞 570 久々利字滝ヶ洞	瀬田自治会 瀬田自治会 久々利ため池等管理組合	1. 70 5. 80
芦洞上池 滝ヶ洞池 新滝ヶ洞池	瀬田字芦洞 1652-1 久々利柿下入会地字滝ヶ洞 570 久々利字滝ヶ洞	瀬田自治会 久々利ため池等管理組合	5. 80
滝ヶ洞池 新滝ヶ洞池	久々利柿下入会地字滝ヶ洞 570 久々利字滝ヶ洞	久々利ため池等管理組合	
新滝ヶ洞池	久々利字滝ヶ洞		
		E ,	8. 60
	カ 5 利は下 3 合地 477 1	人々利ため池管理組合	12. 30
中日向上	人々利柿下入会地 477-1	久々利ため池管理組合	2. 40
中日向下池	久々利柿下入会地字滝ヶ洞 540	久々利ため池管理組合	4. 90
北洞上池	久々利字御履野 361	久々利ため池管理組合	9. 90
北洞下池	久々利字御履野 360	久々利ため池管理組合	4. 62
田の洞池	久々利柿下入会地字田の洞 302	久々利ため池管理組合	10. 90
錠ヶ谷池	久々利柿下入会地奥磯山 3-156	久々利ため池管理組合	11. 30
小渕池	久々利柿下入会地字奥磯山 3-105	可児川防災等ため池組合	20. 46
鴨池	久々利字梨ノ木 574	久々利ため池等管理組合	5. 90
上池	久々利字小豆平 556	久々利ため池等管理組合	6. 50
原見	久々利字梨ノ木 572	久々利ため池管理組合	7. 40
新池	久々利字宮下 648	久々利ため池等管理組合	3. 60
我田池	久々利字栃長 2649	久々利ため池等管理組合	9. 80
栃洞池	久々利字栃長 2669	久々利ため池管理組合	4. 60
北洞池	久々利字大岩 2711	久々利ため池管理組合	6. 70
西ヶ洞池	久々利字北西 2745	久々利ため池管理組合	4. 66
酒井池	久々利字東山 2796-7	久々利ため池管理組合	5. 60
壇ヶ洞池	久々利柿下入会地字浅間山 98	久々利ため池管理組合	13. 20
柿下池	柿下字神崎野 631	可児川防災等ため池組合	13. 67
神田洞奥池	柿下字明堂 580	久々利ため池管理組合	5. 10
蔵沢上池	柿下字明同 565	久々利ため池管理組合	5. 97
蔵沢下ため池	柿下字高田 302	久々利ため池管理組合	4. 18
大池	二野字平ヶ谷 1943	平牧土地改良管理組合	1.30
 猿洞池	二野字平ヶ谷 1935	平牧土地改良管理組合	6. 59
東山池	羽崎字東山 1384	平牧土地改良管理組合	6. 40
 竹之洞池	羽崎字塔之洞 1257-1	平牧土地改良管理組合	7. 30
	羽崎字大洞 1059	平牧土地改良管理組合	6. 40

山寺池	羽生ヶ丘3丁目180	平牧土地改良管理組合	8. 41
西洞池	羽崎 413-1	平牧土地改良管理組合	7. 95
中川池	広見字山寺前 1036	可児市	1.80
定光寺上池	広見字山寺前 1038	可児市	2. 88
定光寺下池	広見字宮ヶ洞前 1020	可児市	2. 15
異ヶ洞池	桜ヶ丘6丁目224	可児市	3. 10
桜池	大森字奥山 1501-266	可児川防災等ため池組合	14. 05
鶯洞池	大森字奥山 1501-3	大森新田土地改良管理組合	6. 12
一ッ谷池	大森字奥山 1501-678	大森土地改良管理組合	13. 60
新田下池	大森字藤藪 1484-1	新田水利組合	4. 30
長洞池	大森 1684	新田水利組合	5. 50
笹洞池	大森字笹洞 1724	大森土地改良管理組合	10. 70
三ッ池上池	大森字松伏 1743	大森土地改良管理組合	6. 70
三ッ池中池	大森字松伏 1742	大森土地改良管理組合	5. 20
三ッ池下池	大森字松伏 1741	大森土地改良管理組合	5. 20
藤藪池	大森藤藪 1406	大森土地改良管理組合	6.00
大知洞	大森字瀧沢 1918-1	大森土地改良管理組合	2. 70
山本	大森字山本 2002	大森土地改良管理組合	4. 70
宮洞池	大森宮町 2076	大森土地改良管理組合	4. 26
奥洞上池	大森 993	大森土地改良管理組合	5. 60
奥洞下ため池	大森字奥洞 986	大森土地改良管理組合	4. 11
西ヶ洞下	大森字宮町 2179	大森土地改良管理組合	2. 50
オオガ洞(旧大ヶ洞)	大森字宮町 2196	大森土地改良管理組合	2. 50
釜戸洞池 (旧釜ヶ洞池)	大森字竹之腰 2391	大森土地改良管理組合	4. 20
唐の洞池	大森田白 2793	大森土地改良管理組合	3. 90
奥池	今字奥山 1043	今自治会	7. 58
中池	今奥山 1042-1	今自治会	7. 80
下池	今字池下 156	今自治会	6.00
釜ヶ谷(唐沢)	今字釜ヶ谷 1025-2	今自治会	7. 05
新池	今字大之田 179	今自治会	6. 19
浦無池	今字浦無 363	今自治会	4. 10
青木池	下切字青木 2082	青木自治会	6. 34
香ヶ洞池	下切字香ヶ洞 1315	山寺自治会	5. 10
山寺洞ため池	下切姫ヶ丘 17	山寺自治会	7. 00
古入洞ため池	下切字姫ヶ丘 26	山寺自治会	9. 35
宮坂池	下切字姫ヶ丘 42	下切下自治会	5. 70
大堤防池	下切谷迫間入会地字番入堂 2-1	谷迫間自治会	6. 93
大清水池	谷迫間字大清水 611	谷迫間自治会	4. 81

深山上池	塩河字深山 881	塩河自治会	7. 30
深山池	塩河字塚楽 936	塩河自治会	5. 50
梅ヶ洞上池	塩河字梅ヶ洞 1770	塩河自治会	5. 81
梅ヶ洞下池	塩河字梅ヶ洞 1767	塩河自治会	4. 05
下洞ため池	塩河字下洞 809	塩河自治会	6.00
勘定寺池	塩河字勘定寺 1876	塩河自治会	6. 45
大明洞池	塩河字大明洞 1915	塩河自治会	5. 70
神明洞池	塩河神明洞 2033	塩河自治会	4. 90
城下池	塩河字城下 60	塩河自治会	5. 40
稲葉ため池	塩河字稲葉 638	塩河自治会	5. 20
溝洞池	塩河字溝洞 219	塩河自治会	5. 50
狐塚池	塩河字狐塚 3552	塩河自治会	3. 20
藤洞池	矢戸字上の 1460-1	矢戸自治会	3. 50
坂戸池	坂戸字明ヶ沢 940	農業大学校	4. 51
滝ヶ洞奥ため池	室原字瀧ヶ洞 903-2	室原自治会	5. 87
滝ヶ洞池	室原字瀧ヶ洞 904	室原自治会	9. 40
三本松池	室原字三本松 1049	室原自治会	5. 99
東洞池	室原字鴨洞 646-1	室原自治会	4. 78
鵯洞池	室原字橙の木 573	室原自治会	3. 80
深谷ため池	長洞字深谷 1115-2	長洞自治会	5. 20
地下ヶ洞池	長洞字地下ヶ洞 1167-1	長洞自治会	4. 08
切塞上池	長洞字切塞 1109	長洞自治会	8. 90
切塞下池	長洞字切塞 1090-1	長洞自治会	5. 00
三ッ釜池	長洞字西屋敷 457	長洞自治会	7. 00
小林池	長洞字小林 236	長洞自治会	4. 05
大善坊池	矢戸字大善坊 32	矢戸自治会	7. 73
荒神堂上池	東帷子字荒神堂 2872	古瀬自治会	7. 20
荒神堂下池	東帷子字荒神堂 2854-2	古瀬自治会	5. 08
深段洞池	東帷子字深段洞 2836	古瀬自治会	4. 28
登立池	東帷子字登り立洞 3018	古瀬自治会	6. 90
杁ヶ洞池	東帷子杁ヶ洞 1968	古瀬自治会	4. 78
三ッ池上池	東帷子字清涼寺 1782	中切農事改良組合	7. 15
三ッ池中池	東帷子字上清涼寺 1781	中切農事改良組合	7. 84
三ツ池下池	東帷子字清涼寺 1778-1	中切自治会	5. 00
鍛治屋洞池	東帷子字鍛治屋洞 572-1	中切農事改良組合	5. 20
西ノ股池	東帷子字三ノ股 3404-1-1	美濃田自治会	14. 00
摺鉢池	東帷子字丁字ヶ洞 3540	美濃田自治会	3. 80
 広里池	西帷子字広里 1413-1	菅刈自治会	4. 10

東洞池	菅刈字東洞 875-2	菅刈自治会	5. 42
神山池	西帷子 1308	茗荷自治会	8. 10
倉橋(弁入)池	西帷子字倉橋	茗荷自治会	3. 80
小畔池	西帷子字小畔 1022	茗荷自治会	2. 30
弁入ため池	西帷子字弁入 864	茗荷自治会	5. 20
沼田洞池	西帷子字平野 1473	石原自治会	4. 80
寺ヶ洞池	西帷子字大欠 21	石原自治会	6. 40
島ヶ洞	西帷子字一色野 290	石原自治会	9.00
一の木戸上池	西帷子字一の木戸 335	石原自治会	6. 40
一の木戸下池	西帷子山本 487-1	石原自治会	2. 80
助太郎池	下恵土 534	可児市	5. 00
寺池	今字浦無 337	今自治会	3. 31
杉ヶ洞ため池	兼山古城山 1403	兼山水利組合	7. 30
やはち洞池	兼山秋葉平 1315	兼山水利組合	5. 60
桂洞池 (茨洞 2 号)	兼山徳沢 1392	兼山水利組合	9. 50
茨洞池(茨洞1号)	兼山徳沢 1394	兼山水利組合	10. 70
荒神洞ため池	兼山荒神洞 34	兼山水利組合	0.50

計 125 箇所

〇重要水防箇所一覧

1 直轄管理区間

<工作物以外 重要度B>

河川名	種別	左右岸の区別	位 置	地先名	延長(m)	摘要
木曽川	提体漏水	左	66.4k−161m ~ 66.4k	土田	255	断面不足(旧堤防断面)
木曽川	越水·溢水	左	66. 4k ~ 66. 6k	土田	150	河積不足

<要注意区間>

河川名	種別	左右岸の区別	位 置	地先名	延長(m)	摘要
木曽川	堤防高	左	65.8k-50m ~ 65.8k+50m	土田	100	堤外地民家有

2 県管理区間

河川名	注意度	左右岸の区別	地先名
可児川	А	左右	可児市広見(蛍橋から乗里大橋)
久々利川	А	左	下切(田白橋から姫川合流点)
久々利川	В	左右	久々利(久々利 2 号橋から久々利橋下流 100m)
可児川	В	左	土田(木曽川合流点から可児川橋)

[条例等]

〇可児市災害対策本部条例

昭和37年9月19日 条例第51号 改正 昭和57年3月25日条例第4号 平成8年6月27日条例第16号 平成24年10月2日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、可児 市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理 する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (班)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。
- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則(昭和57年条例第4号)抄
- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成8年条例第16号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法の適用基準等

1 災害救助法適用基準

(1)適用の基準

本市において災害救助法が適用されるのは、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- ア 市地域の100世帯以上の住家が滅失したとき。
- イ 県地域の2,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市地域の50世帯以上の住家が滅失したとき。
- ウ 県地域の9,000世帯以上の住家が滅失したとき、又は災害が隔絶して地域に発生したものである等 災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、 多数の住家が滅失したとき。
- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省 令で定める基準に該当したとき。

(2)被害計算の方法

- ア 住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、世帯数で計算します。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定 をします。
- エ 災害種別の限定はなく、洪水、震災等の自然災害及び火災等人災的なものが対象となります。

2 災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間 (災害発生の日から)	実施者の区分		
避難所の設置及び収容	7日以内	市本部		
炊き出し及び食品の支給	7日以内	市本部		
飲料水の供給	7日以内	市本部		
被服、寝具及び生活必需品 の給貸与	10日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当て、配分=市本部		
医療	14日以内	医療班派遣=県本部、日赤支部、市本部		
助産救助	7日以内	その他=市本部		
学用品の給与	教科書、教材1カ月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当て、配分=市本部		
被災者の救出	3日以内	市本部		
埋葬救助	10日以内	市本部		
生業資金貸与	1カ月以内	対象者選定=市本部 決定貸与=県本部		

救助	の種類	実施期間	実施者の区分		
応急仮設住宅の供与	【建設型仮設住宅】	着工20日以内	市本部		
心态似故性七の侠子	【借上型仮設住宅】	速やかに提供	市本部		
住宅応急修理		3カ月以内	市本部		
遺体の捜索		10日以内	市本部		
遺体の処理		10日以内	市本部		
障害物の除去		10日以内	市本部		

3 災害救助法非適用地域に対する県からの財政援助

(1)適用基準

隣接する市町に災害救助法による救助が実施され、被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上であったとき。

(2)対象となる救助の種類 災害救助法第23条第1項の規定による救助

(3)対象となる救助の程度、方法及び期間 岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準

〇可児市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年8月20日条例第32号改正 昭和50年7月1日条例第19号昭和51年12月23日条例第27号昭和53年5月23日条例第18号昭和56年6月25日条例第30号昭和56年12月28日条例第83号昭和57年3月25日条例第4号昭和62年3月25日条例第56号昭和62年3月25日条例第36号平成3年12月25日条例第4号平成3年3月22日条例第4号

目次

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条-第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第16条)

付則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、災害用慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。) 及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然 災害により死亡した市民の遺族に対する災害用慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著し い障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯 主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
 - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - 工孫
 - 才 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害用慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1 人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害用慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害用慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

- 第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
 - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 市長は、災害用慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障がい者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければ ならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第 13 条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
 - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、 5年)とする。

(保証人及び利率)

- 第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。
- 3 保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、 令第9条に規定する違約金を包含するものとする。

(償還等)

- 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還 をすることができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から 第 11 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 50 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

付 則 (昭和 51 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月2日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和53年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和56年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和 56 年条例第 83 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第4号)抄

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年7月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(昭和62年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(平成3年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。) 第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支 給について、新条例第 10 条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害 見舞金の支給について、新条例第 13 条第 1 項の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受 けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成31年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

〇可児市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 8 月 20 日 規則第 20 号 改正 昭和 57 年 4 月 1 日規則第 2 号 昭和 57 年 10 月 14 日規則第 43 号 平成 31 年 3 月 29 日規則第 10 号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、可児市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年可児町条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

- 第2条 市長は、条例第3条の規定により災害用慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った うえ災害用慰金の支給を行うものとする。
 - (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
 - (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
 - (3) 死亡者の遺族に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

- 第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を 提出させるものとする。
- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

- 第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。
 - (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
 - (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

- 第5条 市長は、この市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、 又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市は、障がい者に対し、災害用慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する

障がいを有することを証明する医師の診断書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

- 第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別記様式第2号)を、市長に提出しなければならない。
 - (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害 の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(利率)

第8条 条例第14条第2項の年3パーセント以内で規則で定める率は、1.5パーセントとする。

(貸付けの決定)

- 第8条の2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別記様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別記様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(別記様式第5号。保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。(貸付金の交付)
- 第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記様式第6号)を市長に提出するものとす

る。

(償還金の支払猶予)

- 第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別記様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記様式第9号)を、 当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別記様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除 した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとす る。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記様式第 12 号) を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

- 第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったこと を証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記様式第 14 号)を当該 償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記様式第 15 号)を 当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

- 第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。 (氏名又は住所の変更届等)
- 第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(別記様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。
- 第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年規則第2号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成31年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

〇可児市災害見舞金等支給要綱

平成 22 年 7 月 20 日 訓令甲第 43 号 改正 平成 24 年 7 月 9 日訓令甲第 70 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、可児市内において発生した災害により被害を受けた市民に対し、市が災害見舞金又は災害用慰金(以下「災害見舞金等」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は火災により市民の身体又は住家 に被害が生ずることをいう。
 - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の住民票に記載されていた者をいう。
 - (3) 住家 市民が現にその建物を直接居住の用に供しているものをいう。

(災害見舞金等の支給)

- 第3条 市は、市民が災害により被害を受けた場合に、その世帯主又はその遺族に対し、災害見舞金等を 支給するものとする。
- 2 災害見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 住家が全壊し、又は全焼したとき 1世帯につき10万円以内
 - (2) 住家が半壊し、又は半焼したとき 1世帯につき5万円以内
 - (3) 住家が床上浸水したとき 1世帯につき1万円以内
 - (4) 市民が死亡し、又は死亡したと推定されるとき 1人につき5万円
 - (5) 市民が重傷を負ったとき 1人につき2万円

(支給の制限)

金等から適用する。

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この訓令による災害見舞金等を支給しない。
 - (1) 災害が、災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生したとき。
 - (2) 前号に規定するほか、市長がこの訓令による災害見舞金等の支給を適当と認めないとき。

附 則 この訓令は、平成 22 年 7 月 20 日から施行し、平成 22 年 7 月 15 日以後に発生した災害に係る災害見舞

附 則 (平成24年訓令甲第70号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

〇可児市被災者生活·住宅再建支援金交付要綱

平成 22 年 9 月 1 日 訓令甲第 44 号 改正 平成 28 年 12 月 1 日訓令甲第 39 号 令和 3 年 7 月 1 日訓令甲第 23 号 令和 3 年 12 月 28 日訓令甲第 38 号

(目的)

第1条 この訓令は、甚大な自然災害が発生した際に、被災者に対し、その生活及び住宅の再建に資するため、可児市被災者生活・住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然 現象により生ずる被害で次に掲げるものをいう。
 - (1) 岐阜県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。)が 適用されたもの
 - (2) 局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、市長が特に必要と認めるもの
- 2 この訓令において「被災世帯」とは、自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをい う。
 - (1) 全壊世帯(当該自然災害により専ら生活の本拠として現に居住のために使用する住宅(以下「居住用住宅」という。)が全壊した世帯をいう。)
 - (2) 解体世帯(当該自然災害により居住用住宅が半壊し、又は居住用住宅の敷地に被害が生じ、当該居住用住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該居住用住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該居住用住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。)
 - (3) 長期避難世帯(当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住用住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。)
 - (4) 大規模半壊世帯(当該自然災害により居住用住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって 構造耐力上の主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成 10 年政令第 361 号)第2条に規 定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住用住宅に居住することが困難である と認められる世帯(前2号に掲げる世帯を除く。)をいう。)
 - (5) 中規模半壊世帯(当該自然災害により居住用住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの 室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困 難であると認められる世帯(前3号に掲げる世帯を除く。)をいう。)
 - (6) 半壊世帯(当該自然災害により居住用住宅が半壊した世帯(第2号から前号までに掲げる世帯を除く。)をいう。)
 - (7) 床上浸水世帯(当該自然災害により居住用住宅が床上浸水又は土石竹林の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯(前各号に掲げる世帯を除く。)をいう。)

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「支援対象者」という。) は、自然災害によって、居住用住

宅が被害を受けた被災世帯の世帯主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法の規定に基づき支援を受ける者(中規模半壊世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。)は、この訓令により重複して支援を受けることはできない。 (支援金区分及び交付額)
- 第4条 支援金は、基礎支援金(住宅の被害の程度に応じて交付する支援金をいう。以下同じ。)及び加 算支援金(住宅の再建方法に応じて交付する支援金をいう。以下同じ。)とし、その額は、別表に定め る区分に応じ、それぞれ同表に定める額を上限とする。

(交付申請等)

- 第5条 支援対象者は、支援金の交付に係る申請をしようとするときは、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。
- 2 支援金の交付に係る申請の期間は、支援金の交付に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあっては13箇月を経過する日まで、加算支援金にあっては37箇月を経過する日までとする。 (交付決定及び交付)
- 第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査したうえで支援金を交付することを決定したときは可児市被災者生活・住宅再建支援金交付指令書(別記様式第2号)により、支援金を交付しないことを決定したときは可児市被災者生活・住宅再建支援金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請をした支援対象者に通知する。
- 2 市長は、支援金の交付を決定した場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(状況報告)

第7条 支援対象者は、第5条の規定による申請の内容どおりに居住用住宅の再建を完了したことが分かる書類を、可児市被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書(別記様式第4号)により再建完了後速 やかに市長に提出するものとする。

(交付決定の取消)

- 第8条 市長は、第6条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた支援対象者(以下「支援決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消す ことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 第5条の規定による加算支援金の交付に係る申請の内容どおりに住宅の再建をしなかったとき。
 - (3) その他支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該支援決定者に、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付決定取消通知書(別記様式第5号)により通知する。

(支援金の返還請求)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分 に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援決定者に支援金の返還を請求す るものとする。

附則

この訓令は、平成 22 年 9 月 1 日から施行し、平成 22 年 7 月 15 日以後に発生した災害に係る支援金について適用する。

附 則(平成28年訓令甲第39号)

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第23号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第38号)

- 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

別表(第4条関係)

(単位:千円)

区分	基礎支援	金	加算支援金		合計金額
	住宅の被害の程度	金額	住宅の再建方法	金額	
複数世帯	全壊	1, 000	建設・購入	2, 000	3, 000
	解体		補修	1, 000	2, 000
	長期避難	賃	賃借	500	1, 500
	大規模半壊		建設・購入	2, 000	2, 500
			補修	1, 000	1, 500
			賃借	500	1, 000
	中規模半壊		建設・購入	1, 000	1, 000
			補修	500	500
			賃借	500	500
				(法対象者に	(法対象者に
				あっては 250)	あっては 250)
	半壊	500	_	_	500
	床上浸水	300	_		300
単身世帯	全壊	750	建設・購入	1, 500	2, 250
	解体		補修	750	1, 500
	長期避難		賃借	375	1, 125
	大規模半壊	375	建設・購入	1, 500	1, 875
			補修	750	1, 125
			賃借	375	750
	中規模半壊		建設・購入	750	750
			補修	375	375
			賃借	375	375
				(法対象者に	(法対象者に
				あっては	あっては
				187. 5)	187. 5)
	半壊	375		_	375
	床上浸水	225	_	_	225

(注)

- 1 「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 「単身世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をい

う。

- 3 2以上の住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
- 4 「賃借」には、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第2条第2号に規定する公営住宅の賃借 を含まない。
- 5 「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支給金の支給を受ける者をいう。

〇可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱

平成26年 4 月1日 訓令甲第20号 改正 令和元年 12 月 27 日訓令甲第 39 号 令和 3 年 12 月 28 日訓令甲第 38 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域における防災力の向上を図ることを目的として、市内における自主防災組織等が行う防災訓練、防災設備の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則(昭和60年可児市規則第24号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

- 第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号に掲げるものとし、第 1号に規定する自主防災組織が第3号に規定する自治会又は自治連合会と同一である場合は、自主防災 組織としてこの訓令の規定を適用するものとする。
 - (1) 自主防災組織
 - (2) 自衛消防隊
 - (3) 自治会又は自治連合会
 - (4) その他市長が認める防災活動を主たる目的とする団体
- 2 対象団体が補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ可児市自主防災組織等登録申請書(別記様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に規定する自治会又は自治連合会についてはこの限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、自主 防災組織等登録簿に登録するものとする。

(補助金の申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を市長が別に定める期日(以下「締切日」 という。)までに、提出しなければならない。
- 2 前条の締切日は、同一会計年度内に複数の締切日を定めることができる。

(予算の配分)

第4条 市長は、前条第2項の規定により複数の締切日を定めた場合は、当該締切日ごとに、予算を配分することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業を行うために必要な経費ごとに同表の右欄に定める額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。ただし、前条の規定により予算を配分した場合における補助金の額は、別に定める。

(補助金の返還)

- 第6条 市長は、第2条第3項の規定による登録が、偽りその他不正な手段によりなされた申請に基づく ものであるときは、当該登録を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。 (雑則)
- 第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
 - (可児市防災設備整備事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 可児市防災設備整備事業補助金交付要綱(平成5年可児市訓令甲第18号)
 - (2) 可児市自主防災組織育成金交付要綱(平成14年可児市訓令甲第17号)

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の日前になされた前項各号の訓令の規定による補助金の交付の申請、決定その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 第2条第1項第2号に規定する自衛消防隊で、この訓令の施行の際現に活動しているものについては、 同条第3項の規定による登録をなされたものとみなす。

附 則(令和元年訓令甲第39号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第38号)

- 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施工の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

別表 (第5条関係)

事業	内容	補助金の額
防災訓練、防災	(1) 防災訓練	要した経費の全額。ただし、
会議、研修会等	訓練の実施経費、消火器の詰替費、炊出し用の食材費、事務用品	20万円を限度とする。
	費、お茶代等	
	(2) 防災会議及び研修会	
	施設借上料、資料作成費、講師謝礼、お茶代等	
	(3) 地区別各種マニュアル作成	
	地区別災害時行動マニュアル、災害時に地域の支援活動をするた	
	めの名簿作成費等	
防災設備及び	(1) 消火用設備	要した経費の2分の1の
備品購入	ホース、ノズル、ホース等格納箱、ハンドル、可搬ポンプ、吸管、	額。ただし、30万円を限度
	可搬ポンプ用積載車、消火器(屋外用)、半纏等	とする。
	(2) 救助用備品	
	担架、リアカー、ジャッキ、バール、チェーンソー、カケヤ等	
	(3) 救護備品	
	救急医療セット、毛布、車椅子、AED等	
	(4) 避難用備品	
	テント、簡易トイレ、投光器、発電機、無線機、ヘルメット、ベ	
	スト、看板、保存用飲食料、炊飯器具、安否確認旗等	
	(5) 防災資機材等収納設備	
	防災備蓄倉庫、可搬ポンプ及び積載車両保管用車庫	
防災設備修繕	(1) 上記防災設備及び備品の修繕補修費	要した経費の2分の1の
		額。ただし、10万円を限度
		とする。

防災設備維持	(1) 可搬ポンプ用積載車(自動車)の車検代	要した経費の全額。ただし、
管理	ただし、税金、印紙代等の法定費用は補助対象外とする。	1台につき5万円を限度と
		する。
防災リーダー	(1) 市、県その他地方公共団体が主催する防災リーダー養成講座	要した経費の全額。
及び防災士資	に係る経費(ただし、防災士教本代、防災士資格取得	
格取得費用	試験受験料、防災士認証登録料に限る。)	

備考

- 1 別表の右欄ただし書に規定する金額は、同一会計年度における一対象団体に係る各事業の補助金の限度額とする。
- 2 同一会計年度における一対象団体の補助金の額の合計は、50万円を限度とする。

〇可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成 20 年 5 月 15 日 訓令甲第 41 号 改正 平成 27 年 4 月 1 日訓令甲第 19 号 令和 3 年 12 月 28 日訓令甲第 38 号

(目的)

第1条 この訓令は、可児市が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって 震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成13年11月1日岐阜県要綱)に基づき、岐阜県が主催又は指定する相談士養成講習を修了し、岐阜県知事が登録した者をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会(以下「建防協」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断法に基づき相談士が実施するものをいう。(耐震診断に基づく耐震補強工事の費用に関する情報提供を含む。)

(対象)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、可児市内に存する旧基準木造住宅とする。

2 耐震診断を受けることができる者は、前項に規定する建築物の所有者(特段の理由により所有者が実施できない場合で、市長が適当と認める者を含む。)で市税を滞納していない者(以下「所有者等」という。)とする。

(事業内容)

第4条 市長は、所有者等の要請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施する。

(診断費用の負担)

第5条 前条の耐震診断に係る費用は、市の負担とする。ただし、所有者等が虚偽の申請その他不正な行為により耐震診断を受けたことが判明したときは、市長は、その耐震診断に係る費用の負担を行わないものとする。

(申込手続)

第6条 耐震診断を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、事前に建防協発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットに基づく自己診断を行い、その結果を記載した当該パンフレットを添えて、木造住宅耐震診断申込書(別記様式第1号)により市長に申し込むものとする。

(事業実施の通知)

第7条 市長は、前条による申込書を受理したときは、その内容について確認し、この事業の対象であると認めた者(以下「実施対象者」という。)には木造住宅耐震診断実施通知書(別記様式第2号)により、対象でないと認めた者には木造住宅耐震診断実施に関する通知書(別記様式第3号)により、申込者に通知する。

(申込内容の変更等)

第8条 実施対象者は、第6条の規定による木造住宅耐震診断申込書の内容の変更又は取下げをしようとするときは、木造住宅耐震診断変更・取下届出書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(診断の中止)

第9条 相談士は、耐震診断の際に対象建築物でないことが判明した場合、この訓令による耐震診断を中止し、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、木造住宅耐震診断実施に関する通知書(別記様式第 5号)により当該実施対象者に通知する。

(診断結果の報告)

第10条 相談士は、耐震診断の結果を実施対象者及び市長に報告するものとする。

(適用除外)

第 11 条 既にこの訓令に基づく耐震診断を受けた住宅又は自ら耐震診断を実施するにあたり費用の一部 に市の補助を受けている住宅については、再度この訓令に基づく相談士の派遣を申し込むことはできない ものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附則

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

附 則 (平成 27 年訓令甲第 19 号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第38号)

- 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施工の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

〇可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成18年3月31日 訓令甲第30号 改正 平成20年5月15日訓令甲第40号 平成21年6月1日訓令甲第34号 平成25年7月1日訓令甲第38号 平成26年4月1日訓令甲第19号 平成27年4月1日訓令甲第22号 平成28年3月31日訓令甲第19号 平成28年11月1日訓令甲第38号 平成29年5月1日訓令甲第21号 平成30年5月1日訓令甲第25号 令和2年5月1日訓令甲第24号

(目的)

- 第1条 この訓令は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害の防止を促進するため、岐阜県耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)及び可児市耐震改修促進計画(以下「市計画」という。)に基づき予算の範囲内において補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則(昭和60年可児市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧基準建築物 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物 (国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)をいう。
 - (2) 木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。
 - (3) マンション 旧基準建築物である共同住宅のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの(次号に掲げるものを除く。)をいう。
 - (4) 分譲マンション マンションのうち、専有部分の大部分が人の居住の用に供する住宅として、区分所有されるものであり、かつ、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定による団体(以下「管理組合」という。)又は同法第47条に規定する管理組合法人により管理されているものをいう。
 - (5) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に規定する建築物であって、旧基準建築物であるものをいう。
 - (6) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載された建築物又は同項第2号の規定により県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
 - (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

- (8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物であって旧基準建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。)をいう。
- (9) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成 13 年 11 月 1 日岐阜県要綱)に基づき、 岐阜県知事(以下「知事」という。)が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替又は一部の除却を することをいう。
- (11) 特定天井 平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 2 に規定する特定天井 (国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に設けられたものを除く。) をいう。
- (12) 地域防災計画の避難所等 次のいずれにも該当する建築物をいう。
 - ア 避難所等として地域防災計画に位置付けられている又は位置付けられることが確実であること。
 - イ 10年間以上避難所等として活用されるものであること。
 - ウ 災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。

(補助金交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 知事又は市長が行う他の補助金、貸付金、利子補給金等(岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。)を受けていない者。ただし、補助対象経費が重複しない場合はこの限りでない。
 - (2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に定める事業とする。
 - (1) 建築物耐震診断
 - ア 木造住宅の長屋若しくは共同住宅又は木造住宅以外の旧基準建築物について実施される耐震診断であること。ただし、要安全確認計画記載建築物を除く。
 - イ 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと。
 - ウ 建築物の所有者(特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者を含む。 以下「所有者等」という。)が実施する耐震診断であること。
 - エ 分譲マンションにあっては、管理組合又は管理組合法人が実施する耐震診断であること。
 - オ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)の別添の指針(以下「指針」という。)に基づく耐震診断であること。
 - カ 耐震診断の結果について、別表に掲げる建築物を除き、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会(以下「事務所協会」という。)の耐震評価委員会又は知事の認めた専門機関(以下「専門機関等」という。)に諮られたものであること。
 - (2) 特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定
 - ア 対象建築物は、特定建築物(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物を除く。) 及び緊急輸送道路沿道建築物であること。
 - イ 対象建築物の所有者等が行う事業であること。
 - ウ 指針に基づく耐震診断の結果、耐震改修促進法第 17 条第 3 項第 1 号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成 18 年国土交通省告示第 185 号。以下「安全耐震基準」という。)に適合しない場合にあっては、当該基準に適合するための計画の策定であること。

- エ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第2条第2項に規定する一級建築士により策定される耐震 化のための計画であること。
- オ 計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること。ただし、建替えの場合を除く。
- (3) 木造住宅に係る耐震改修工事
 - ア 対象建築物の所有者等が実施する耐震改修工事であること。
 - イ 相談士が耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。
 - ウ 次のいずれかに該当する耐震改修工事であること。
 - (ア) 相談士が一般財団法人日本建築防災協会の発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「建防協マニュアル」という。)に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅で、改修後の評点が 1.0 以上となる耐震改修工事であること。
 - (イ) 相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満とされた木造住宅で、改修後の評点が 0.7 以上 1.0 未満となる耐震改修工事であること。
 - エ ウ(イ)の場合は、耐震改修工事に併せて地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止 対策を実施すること。
- (4) 木造住宅に係る除却工事
 - ア 対象建築物の所有者等が実施する除却工事であること。
 - イ 現に居住している一戸建て住宅の全てを解体し、運搬及び処分する除却工事であること。
 - ウ 相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた 木造住宅の除却工事であること。
 - エ 事業に要する費用の額(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)が50万円以上の除却工事であること。
 - オ 前号に規定する木造住宅に係る耐震改修工事の実施による補助金の交付を受けていない木造住 宅の除却工事であること。
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、適切な分別解体、再資源化等を実施する除却工事であること。
- (5) 分譲マンションに係る耐震改修工事
 - ア 管理組合又は管理組合法人が実施する耐震改修工事であること。
 - イ 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事であること。
 - ウ 指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震 改修工事であること。
 - エ 耐震改修促進法第 17 条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修 工事であること。
- (6) 特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却
 - ア 対象建築物は、特定建築物(要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物(地震時 に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして、地域防災計画に位置付けら れている建築物又は地方公共団体と協定等を締結している建築物に限る。)又は緊急輸送道路沿道 建築物を除く。次条第1項第5号において同じ。)又は緊急輸送道路沿道建築物であること。
 - イ 対象建築物の所有者等が実施する耐震改修工事、建替え又は除却であること。
 - ウ 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事、建

替え又は除却であること。

- エ 指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合しない場合に、当該基準に適合するための耐震改修工事であること。
- オ 特定建築物にあっては、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- カ 緊急輸送道路沿道建築物にあっては、構造が耐震上著しく危険であると認められるもの又は劣化 が進んでおりそのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- キ 改修計画が専門機関等に諮られたものであること。
- ク 特定建築物等の耐震改修工事に併せて特定天井の耐震改修工事を行う場合は、指針に基づく耐震 診断の結果、当該天井の脱落の危険性があると判断されたもので、建築基準法施行令(昭和 25 年 政令第 338 号。以下「施行令」という。)第 39 条第 3 項の規定に適合するために行う耐震改修工事 であること。
- (7) 特定天井の耐震改修工事又は除却
 - ア 次のいずれかに該当する建築物に設けられた特定天井であること。
 - (ア) 災害時に重要な機能を果たす建築物
 - (イ) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用に供する建築物
 - イ 当該天井の設置されている建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項に規定する規模であること。
 - ウ 当該天井の設置されている建築物は、平成26年3月31日以前に着工された建築物であること。
 - エ 当該天井の設置されている建築物は、旧基準建築物ではないこと又は指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合する旧基準建築物であること。
 - オ 指針に基づく耐震診断の結果、当該天井の脱落の危険性があると判断された特定天井であること。
 - カ 施行令第39条第3項の規定に適合するために行う特定天井の耐震改修工事(当該天井を除却する場合を除く。)であること。
 - キ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士により設計及び工事監理される特定天井の耐震改修工事又は除却であること。
- 2 前項の各補助対象事業において、対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び使用者等(以下「居住者等」という。)が存在する場合又は分譲マンションで所有者が複数となる場合は、それぞれの場合において全ての居住者等又は所有者の承諾を得て実施するものであること。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 建築物耐震診断
 - ア 事業に要する費用は、一戸建て住宅については1戸当たり136,000円を限度とし、一戸建て住宅以外の建築物については、次の表に定める費用に延べ床面積を乗じて得た額(以下この号において「事業費」という。)を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の建築物のうち、特定建築物以外の建築物については、事業費又は1棟当たり1,500,000円のいずれか低い額を限度とする。

補助対象建築物	耐震診断の費用の限度額
延べ床面積 1,000m ² 以内の部分	3, 670 円/m²
延べ床面積 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内の部分	1,570円/m²
延べ床面積 2,000m²を超える部分	1,050円/m²

イ 一戸建て住宅以外の建築物について、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に

要する費用以外の費用を要する場合は、その費用の額を 1,570,000 円を限度として事業費(一戸建て住宅以外の建築物のうち、特定建築物以外の建築物については、事業費又は 1 棟当たり 1,500,000円のいずれか低い額) に加算することができる。

- ウ 補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定

ア 事業に要する費用は、次の表に定める費用に延べ床面積を乗じて得た額を限度とする。

補助対象建築物	計画の策定の費用の限度額
延べ床面積 1,000m ² 以内の部分	3, 110 円/m²
延べ床面積 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内の部分	1, 330 円/m²
延べ床面積 2,000m ² を超える部分	890 円/m²

- イ 補助金の額は、事業に要する費用の9分の4以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 木造住宅及び分譲マンションに係る耐震改修工事
 - ア 木造住宅に係る事業(木造住宅に係る除却工事を除く。この号において同じ。)に要する費用は、 1戸当たり1,200,000円を限度とし、耐震改修に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。
 - イ 分譲マンションに係る事業に要する費用は、対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの 単価 50,200 円を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対象建築物 の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価 83,800 円を乗じて得た額とする。
 - ウ補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。
 - (ア) 木造住宅に係る事業にあっては事業に要する費用の2分の1以内の額、分譲マンションに係る事業にあっては事業に要する費用の3分の1以内の額。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (イ) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
 - エ 住宅耐震改修工事に対する補助金の交付に当たっては、あらかじめウ(イ)の額を差し引いて、 ウ(ア)の額を交付するものとする。
- (4) 木造住宅に係る除却工事
 - ア 事業に要する費用は、1戸当たり1,305,000円を限度とする。
 - イ 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。
 - (ア) 事業に要する費用に 0.23 を乗じて得た額以内の額とし、1戸当たり 300,000 円を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
 - ウ 除却工事に対する補助金の交付に当たっては、あらかじめイ(イ)の額を差し引いて、イ(ア) の額を交付するものとする。
- (5) 特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却
 - ア 事業に要する費用は、耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費を除き、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分)とし、対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価51,200円(マンションにあっては50,200円)を乗じて得た額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要

であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は、対象建築物の延べ 床面積に1平方メートル当たりの単価83,800円を乗じて得た額を限度とする。

- イ 事業に併せて特定天井の耐震改修工事を行う場合、事業に要する費用に次号アに規定する特定天 井の耐震改修工事の事業に要する費用を加算する。
- ウ 特定建築物の場合における補助金の額は、事業に要する費用に 0.23 を乗じて得た額以内の額と する。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- エ 緊急輸送道路沿道建築物における補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内の額とする。 ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (6) 特定天井の耐震改修工事又は除却
 - ア 事業に要する費用は、特定天井面積に1平方メートル当たりの単価 31,600 円を乗じて得た額とする。ただし、本文に規定する単価においては、ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600 円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は71,300 円とし、平均天井高が10メートルを超える場合にあっては、高さ3メートル毎に3,150 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460 円を減ずるものとする。
 - イ 地域防災計画の避難所等を除く建築物の場合における補助金の額は、事業に要する費用に 0.23 を乗じて得た額以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - ウ 地域防災計画の避難所等の場合における補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内の額と する。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 前項第3号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金の交付を受けて社会資本の整備その他の取組を行うため定められた計画をいう。以下同じ。)による基幹事業により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合であって前条第1項第3号ウ(ア)に規定する工事に限り、事業に要する費用に 0.115 を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を1戸当たり411,000円を限度として上乗せする。ただし、当該工事において、市計画に位置付けられた可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき積極的な取組が実施される場合は、事業に要する費用から耐震改修に関する設計費用及び工事監理費用を除いた改修工事費用に0.4を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1戸当たり500,000円を限度として上乗せすることができる。
- 3 前項の場合において、第1項第3号アの規定のうち、限度に係る規定及び次項の規定は適用しない。
- 4 第1項第3号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画による効果促進事業により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合であって前条第1項第3号ウ(イ)に規定する工事に限り、事業に要する費用に0.115を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を1戸当たり240,000円を限度として上乗せする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則に定める交付申請書に、 次に掲げる実施計画書に関係書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 第4条第1項第1号による事業にあっては、建築物耐震診断実施計画書(別記様式第1号)
 - (2) 第4条第1項第2号による事業にあっては、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定実施計画書(別記様式第2号)
 - (3) 第4条第1項第3号による事業にあっては、木造住宅に係る住宅耐震改修工事実施計画書(別記様式第3号)
 - (4) 第4条第1項第4号による事業にあっては、木造住宅に係る除却工事実施計画書(別記様式第3

号の2)

- (5) 第4条第1項第5号による事業にあっては、分譲マンションに係る住宅耐震改修工事実施計画書 (別記様式第4号)
- (6) 第4条第1項第6号による事業にあっては、特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却実施計画書(別記様式第5号)
- (7) 第4条第1項第7号による事業にあっては、特定天井耐震改修工事又は除却実施計画書(別記様 式第6号)
- 2 第4条第2項に該当するときは、居住者等承諾書(別記様式第7号)を前項各号の実施計画書に添えて提出するものとする。

(実施計画の変更等)

- 第7条 申請者は、前条第1項各号の実施計画書の内容に変更が生じた場合、直ちに規則に定める変更申 請書に変更後の実施計画書を添付して市長に提出し、承認又は指示を受けるものとする。
- 2 事業を中止した場合は、建築物等耐震化促進事業実施計画中止届出書(別記様式第8号)を提出する ものとする。

(実績報告)

- 第8条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに規則に定める実績報告書に、次に掲げる書類に関係 書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 第4条第1項第1号による事業にあっては、建築物耐震診断完了実績報告書(別記様式第9号)
 - (2) 第4条第1項第2号による事業にあっては、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定完了実績報告書(別記様式第10号)
 - (3) 第4条第1項第3号及び第5号から第7号までによる事業にあっては、耐震改修完了実績報告書 (別記様式第11号)
 - (4) 第4条第1項第4号による事業にあっては、木造住宅に係る除却工事完了実績報告書(別記様式 第12号)

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
 - (可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱等の廃止)
- 2 可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱(平成14年可児市訓令甲第25号)は、廃止する。
- 3 可児市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱(平成 16 年可児市訓令甲第 41 号)は、廃止する。
- 4 第5条第2項に規定する事業については、平成30年3月31日までに実施が完了する事業に限り、事業に要する費用に0.115を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)及び150,000円の合計額を1戸当たり561,000円を限度として上乗せする。
- 5 前項の場合において、第5条第1項第2号アの規定のうち、限度に係る規定は適用しない。 附 則(平成20年訓令甲第40号)
- 1 この訓令は、平成20年5月15日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成21年訓令甲第34号)

- 1 この訓令は、平成21年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金

について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年訓令甲第38号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日訓令甲第 19 号 平成 27 年 4 月 1 日訓令甲第 22 号 平成 28 年 3 月 31 日訓令甲第 19 号

- 1 この訓令は、平成25年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。) の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従 前の例による。

附 則(平成26年訓令甲第19号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令甲第22号)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日の以後の 申請について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年訓令甲第19号)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の 交付申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の交付申請に係る補助金の交付については、なお 従前の例による。

附 則(平成28年訓令甲第38号)

- 1 この訓令は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、施行の日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成29年訓令甲第21号)

- 1 この訓令は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年訓令甲第25号)

- 1 この訓令は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和2年訓令甲第24号)

- 1 この訓令は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和3年訓令甲第38号)

- 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

別表 (第4条関係)

構造	規模 階数 用途
鉄筋コンクリート造	次のいずれかに該当する建築物
鉄骨鉄筋コンクリート造鉄	・延べ床面積 1,000m ² 以下
骨造	・地上階数 2以下
	・一戸建ての住宅
木造	次のいずれにも該当する建築物
	・延べ床面積 1,000m ² 以下(平屋建てを除く。)
	・高さ 13m 以下
	・軒の高さ 9m以下
	・階数 2以下

〇可児市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年9月1日 訓令甲第36号 改正 平成31年3月1日訓令甲第5号 令和2年2月28日訓令甲第8号 令和3年3月1日訓令甲第5号 令和3年12月28日訓令甲第38号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等の撤去を行う所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則(昭和60年可児市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条に規定する道路のほか、 一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
 - (2) 公共施設等 道路以外の学校、公園、地区センター等その他これらに類する公共施設で多数の者 が利用する施設をいう。
 - (3) ブロック塀等 コンクリートブロック、れんが、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀 をいう。
 - (4) 所有者 ブロック塀等の所有者をいう。ただし、特段の事由により所有者が撤去を実施できない 場合は、市長が適当と認める者を含む。
 - (5) 撤去 ブロック塀等の基礎を含む全て又は一部を取り除くことをいう。ただし、一部を取り除く 場合は、ブロック塀等の高さを 60 センチメートル以下とするものとし、法第 42 条第 2 項に規定する 道路に面するものは、地盤面までを取り除くものに限る。
 - (6) 申請者 この訓令に定めるところにより補助金の交付を受け、ブロック塀等の撤去を実施しよう とする者をいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助金の交付を受ける者は、次項に掲げる補助対象ブロック塀等の所有者とする。ただし、次に 掲げる者を除く。
 - (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者
 - (2) 道路改良その他の公共事業の補償の対象となるブロック塀等の撤去を行う者
 - (3) ブロック塀等の撤去に係る他の制度による補助等の交付を受けている者
 - (4) 同一の利用に供されている敷地において、過去にこの訓令に定める補助金の交付を受けている者
 - (5) 市税を滞納している者
- 2 補助金の交付の対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (1) 市内に存するブロック塀等で、道路及び公共施設等に面する高さが 60 センチメートルを超えるもの。
 - (2) 道路又は公共施設等の接する部分からブロック塀までの距離がブロック塀等の高さ以内のもの。 (補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要する費用(撤去するブロック塀等の処分に要する経費を含む。)と撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり1万円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 ブロック塀等の撤去に要する費用の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

- 第5条 申請者は、次条の規定による申請の前に、市長に事前相談を行わなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する事前相談があった場合は、必要に応じて現地調査を行うことができる。 (補助金の交付申請)
- 第6条 申請者は、ブロック塀等の撤去に関する請負契約の締結前かつブロック塀等の撤去に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 撤去場所の位置図
 - (2) 撤去工事の内容を表した図書(配置図、立面図等)
 - (3) 撤去工事費の見積書の写し
 - (4) 撤去するブロック塀等の写真(全景、前面道路又は公共施設等、危険箇所等)
 - (5) 敷地の所有者が分かる書面
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付指令書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の決定において必要と認めたときは、条件を付することができる。 (交付申請の内容の変更等)
- 第7条 申請者は、前条に規定する交付申請書の内容に変更が生じた場合(軽微な変更で、補助金の額に変更を生じないものを除く。)は、直ちにブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(別記様式第3号) に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたと きは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更指令書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとす る。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による申請を取り下げるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

- 第9条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去完了実績報告書(別記様式 第6号)を次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 撤去工事費の領収書の写し
 - (2) 撤去工事後の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書(別記様式第7号)により

申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第 10 条 申請者は、前条第2項による通知を受けたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第 11 条 市長は、申請者が規則第 13 条各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部 又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、その者に対してその理由を示さなければならない。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令甲第5号)

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令甲第8号)

この訓令は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第5号)

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第38号)

- 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

○住宅の確保・修繕等の種別

対 策 種 別			内容				
	1	(1)自費建設	り災世帯が自力(自費)で建設する。				
	自力確保	(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。				
	唯 保 	(3)借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。				
	2	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用				
12	既 存 公 営 所	(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設へ の優先入所				
住宅の確保	3	(1)災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融 援機構から融資を受けて建設する。				
│確 │保 │	公庫資金	(2)地すべり等関連住宅貸付					
	4	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。				
	公宅 営建 住設	(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。				
	5 災害救助法による仮設住宅 建設・借上		自らの資力では応急修理をすることができない者に対して市が仮設の住 宅を建設・借上する。				
	1	自費修繕	り災者が自力(自費)で修繕をする。				
住	2 資金	(1)公的資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構 が融資(災害復興住宅融資)して補修する。				
住宅の修繕	資金融資	(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補 修する。				
繕 	3	災害救助法による応急修理	自らの資力では応急修理をすることができない者に対して市が応急的に 修理する。				
	4 :	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。				
	1	自費除去	り災者が自力(自費)で除去する。				
障害物の除去等	2	除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去 する。				
) 除去等	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。				
	4 :	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。				

※対策順位は、種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。 ※住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流出及び全壊した世帯を対象としたものをいう。 ※住宅の修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流出した世帯を対象としたものをいう。

〇避難行動要支援者名簿の作成等

- 1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - ①要介護認定を受けている者(以下、要介護認定者)
 - ②身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者(以下、身体障がい者)
 - ③療育手帳A・A1・A2を所持する知的障がい者(以下、知的障がい者)
 - ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する精神障がい者(以下、精神障がい者)
 - ⑤妊産婦(妊娠から出産後1年以内の者)
 - ⑥難病の患者に対する医療等に関する法律の第7条第1項に規定する指定難病の患者
 - (7)①から⑥以外で市長が特に支援の必要を認める者
 - ①から⑥のうち、特に支援を必要とする者及び⑦に該当する者を避難行動要支援者として名簿に掲載する。
- 2 避難支援等関係者となる者
 - ①消防機関(可茂消防事務組合、可児市消防団)
 - ②警察(可児警察署)
 - ③自治会
 - ④民生委員·児童委員
- 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者のうち、要介護認定者は介護保険課、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 は福祉支援課、妊産婦は健康増進課、難病患者は岐阜県保健医療課がそれぞれ持っている台帳に掲載さ れているので、これらの台帳から入手する。

- 4 名簿の更新に関する事項
 - ①新たに当市に転入してきた要介護認定者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・妊産婦、 新たに要介護認定・障がい認定を受けた者・妊娠した者のうち、避難行動要支援者に該当する者を毎 年度少なくとも1回更新して避難行動要支援者名簿に掲載する。
 - ②転出や死亡等により住民登録の変更が生じた者、老人福祉施設・障害者福祉施設等の社会福祉施設 に入所した者、出産後1年経過した者のうち、避難行動要支援者に該当する者を毎年度少なくとも1 回は更新して避難行動要支援者名簿から削除する。
- 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が求める措置及び市が講ずる措置
 - ①避難行動要支援者名簿を提供する際には、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義 務が課せられていることを十分に説明する。
 - ②避難支援関係者のうち、自治会・民生委員・児童委員については、該当する地域の避難行動要支援 者名簿に限り提供する。
 - ③ 避難支援等関係者の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するように指導する。
 - ④ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するように指導する。
 - ⑤ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないことを指導する
- 6 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - ①避難情報の判断・伝達マニュアルの基準により、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を適時適切に発令・伝達する。
 - ② 避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階

での避難行動を促進できるよう、以下の点に配慮する。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- 高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで伝えること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

7 避難支援等関係者の安全確保

- ①避難支援等関係者に対して、自身の生命を守ることが最優先であり、その上で避難行動要支援者の 避難支援を行うよう、避難行動要支援者名簿を提供する際に徹底する。
- ②避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者はできる限り支援するが、支援できない可能性もあることを説明する。

可児市災害支援対策本部設置要綱

(目的)

第1条 〇〇年〇月に係る被災者に対する支援を行うため、可児市災害支援対策本部(以下「支援本部」 という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 支援本部は、次の事務を所掌する。
- (1)情報の収集、共有及び提供に関すること。
- (2)人員、物資その他の支援に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、支援本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(構成等)

- 第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順序は、副市長を第1順位、教育長を第2順位とする。

(災害支援体制)

- 第4条 支援本部の下部組織として、別表のとおり災害支援体制を組織する。
- 2 災害支援体制に基づく部署は、本部員の指揮命令のもと、担当事務を司る。

(支援本部会議)

- 第5条 本部長は、第2条の事務を推進するため、必要に応じて本部長、副本部長及び本部員をもって組織する支援本部会議(以下「本部会議」という。)を開催することができる。
- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第6条 支援本部及び本部会議の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年7月10日から施行する。

可児市災害支援対策本部組織

(本部長) 市長
(副本部長) 副市長
(副本部長) 教育長

(本部員)総務部長、建設部長、市政企画部長、経済交流部長、市民文化部長、福祉部長、こども健康部長、水道部長、教育委員会事務局長

事務局 総務部 防災安全課 広報情報課

	部署	共通の役割	各所属の役割
	総務部		・情報集約
		・被災地への職員	・総合調整及び支援本部の庶務
		派遣	・備蓄物資による支援
			・職員派遣(住家被害認定調査)
	市政企画部	・所掌事務に関し、	・財政措置
		避難民を受入れる	・職員派遣の準備
災		場合に生じる事務	・広報
害	経済交流部	の整理	・市内の宿泊施設の活用
支	市民文化部		・所管する施設の活用
			・火葬場の使用
援			・災害ごみの受入
体	福祉部		・職員派遣(保健師)
制			・義援金及び支援物資の受付等
			・ボランティアの総合調整
	こども健康部		・職員派遣(保健師等)
	建設部		・職員派遣(応急危険度判定士、技師等)
			・市営住宅
	水道部		・職員派遣(給水、復旧、技師等)
	教育委員会事務局		・児童、生徒の受入れ
			・学校の活用

[可児市地域防災計画に係る個別計画等]

〇可児市地域防災計画に係る個別計画・マニュアル

No	個別計画・マニュアル等	策定日 又は更新日	担当課等	可児市地址 風水害編	或防災計画 地震編	掲載へ。一ジ
1	災害対策業務マニュアル	令和5年4月	広報情報課	26	30	11, 23
2	救援物資集積配分マニュアル	平成 31 年 4 月	企業誘致課	31, 37	16, 35, 41	-
3	地区別災害時行動マニュアル	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	4, 17, 19, 21	5, 22, 25	-
4	地区別防災備蓄計画	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	5	6	-
5	緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画(年次整備計画)	毎年度更新	防災安全課	6	7	-
6	避難所等サイン計画	平成 30 年 12 月	防災安全課	-	11	-
7	災害情報収集マニュアル	平成 30 年 12 月	防災安全課	16	20	6
8	職員参集マニュアル	令和3年4月	防災安全課	18	23	9
9	災害時通信手段確認マニュアル	平成 30 年 12 月	防災安全課	25	29	10, 21
10	災害対策本部運用マニュアル	令和3年4月	防災安全課	16, 18, 20	20, 23	6, 9
11	可児市地震時業務継続計画	毎年度更新	防災安全課	-	21, 23	-
12	各課業務継続計画	毎年度更新	各課	-	21	-
13	原子力災害避難計画	令和2年3月	防災安全課	-	-	4, 14
14	環境放射線モニタリング計画	平成 29 年 3 月	防災安全課	-	-	7, 12, 15, 17
15	放射能汚染に関するQ&A	平成 29 年 3 月	防災安全課	-	-	11
16	わが家のハザードマップ	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	3, 4, 7	4, 5, 10	-
17	可児市地震防災マップ	平成 29 年 6 月	防災安全課	-	4	-
18	災害時行動指針	平成 31 年 1 月	防災安全課	3	4, 8	-
19	自主防災組織活動指針	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	4	5	-
20	可児市避難所運営マニュアル指針 (新型コロナウイルス感染症対策編 を含む)	令和2年5月	防災安全課	8, 21, 22, 24 , 31, 33, 34	11, 25, 26, 28 , 35, 37, 38	-
21	災害時消防団活動要領	令和3年4月	防災安全課	17, 19	22	-
22	避難情報の判断・伝達マニュアル	令和3年11月	防災安全課	20, 22, 24	28	-
23	可児市多文化共生推進計画	令和2年3月	地域協働課	3	4	-
24	地区別災害時緊急連絡網等	毎年度更新	地域協働課 (各自治会等)	16	20	6
25	可児市災害時多言語支援センター設置運営マニュアル	平成 28 年 2 月	地域協働課	23	27	-
26	可児市災害時ペット救護マニュアル	平成 30 年 3 月	環境課	8, 21	11, 25	-
27	可児市災害廃棄物処理計画	令和3年3月	環境課	34	38	-
28	地区別避難行動要支援者避難支援計画	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	9	12	-
29	可児市災害義援金募集配分マニュアル	令和3年6月	高齢福祉課	44	48	-

資料編

1		ĺ	I	l	L	I
30	避難行動要支援者支援マニュアル	令和4年3月	防災安全課	10, 24	13, 28	-
31	可児市社会福祉協議会ボランティアセンター運営規程	平成3年4月	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	14	18	-
32	可児市災害ボランティアセンタ-設置・運営マニュアル	平成 30 年 3 月	高齢福祉課(社会福祉協議会)	14, 39	18, 43	-
33	保育園幼稚園危機管理マニュアル	令和3年3月	保育課	29	33	-
34	可児市災害救急医療マニュアル	平成 30 年 2 月	健康増進課	28	32	25
35	都市計画マスタープラン	令和5年3月	都市計画課	-	9	-
36	可児市緊急輸送道路防災マニュアル	令和2年	土木課	-	16	-
37	可児市洪水・土砂災害ハザードマップ	令和3年6月	土木課	3	-	-
38	可児市橋梁長寿命化修繕計画	平成 31 年 1 月	土木課	-	9	-
39	応急仮設住宅建設マニュアル	令和3年7月	施設住宅課	41	45	-
40	可児市応急仮設住宅の入居者募集要領	平成 26 年 2 月	施設住宅課	41	45	-
41	可児市耐震改修促進計画	令和3年3月	建築指導課	-	8, 9	-
42	被災建築物応急危険度判定(実施本部業務マニュアル)	平成 30 年 5 月	建築指導課	-	23, 45	-
43	交通規制マニュアル	随時更新	管理用地課	30	34	27
44	可児市水道施設災害対策マニュアル	令和3年9月	水道課	6, 31, 32	7, 17, 35, 36	-
45	下水道事業業務継続計画(下水道BCP)	令和3年4月	下水道課	32	17, 36	-
46	防災を含む安全に関する教育の指導計画	随時更新	学校教育課 (文部科学省)	11	14	-
47	危険等発生時対処要領	毎年度更新	教育総務課 (各学校)	11, 29	14, 33	-
48	地域危険度マップ(建物全壊率)	平成 31 年 3 月	防災安全課	-	4	-
49	可児市福祉避難所開設・運営マニュアル	令和4年3月	高齢福祉課	8, 22, 24	11, 26, 28	-
50	賃貸型応急住宅実施マニュアル	令和3年6月	施設住宅課	41	45	-
51	応急修理実施マニュアル	令和2年1月	施設住宅課	41	45	-
52	環境課BCP	令和3年6月	環境課	34	38	-
53	可児市災害時受援計画(物資支援)	令和 4 年 12 月	防災安全課	37	-	-

計 53 種類

〇地区防災計画

地区防災計画ガイドライン(内閣府)において、次のように示されている。

【地区防災計画ガイドライン(内閣府)より抜粋】

地区防災計画とは

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県 及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助・共助・公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策が うまく働くことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました(平成26年4月1日施行)。

市町村地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

- ①市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画と して市町村地域防災計画に規定する
- ②地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に対して提案を行い(計画提案)、その提案を受けて市町村防災会議が、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める

当市では現在、上記②の方法により、下記の計画が地区防災計画として規定されています。

団体名	計画名	登録月
若葉台自治会	若葉台自治会地区防災計画	令和4年3月